

くる者の數は幾何なりや？——巡廻裁判所にて仕事の初まる初めの日に六十名が出頭し而して一週後には更に新たなる六十名が出頭し初めの六十名は退出す。

(三五) 呼出を受けたる六十名の中幾何位の者が出頭するや？——予は五十八名迄出頭したることを聞きたること有り而して少く共四十八名位なり。氏名の讀上げに返答せざる者十二名も有る時は之は予は誠に成績悪き場合なりと考ふ。

(三六) 貴下は第一日の朝候補者名簿全部を讀上ぐるや？——然り。

(三七) 貴下は此慣習は賢明なるものなりと考ふるや？——予は此慣習の賢明なるものなることを未だ曾て信じて疑ひたること無し。

(三八) 斯くの如きことを質問する譯は吾人の聞きたる所に依ればミツヅルセックスに於ては斯くの如きことは行はれ居らすと言へるを以てなり而して又事實予の知る所にも斯くの如きことは行はれ居らざるなり。併し乍ら今貴下の言はるる通り名簿全部を讀上ぐる時は勿論誰々が出頭せざるかを確かむることを得へし如何？——確むるを得。

(三九) 何人かの不出頭者を見出すや？——實際に於て常に不出頭者有り。

(四〇) 之等の者に對しては貴下は如何にするや？——通常の場合に付きて言へば予は之等の者より辭任の申立を受くるを常とす併し乍ら若し何等の申立無き時は予は判事に之等の者に罰金を科せんことを要求

す然る時は判事は之等の者に五磅の罰金を科し予は之等の罰金を科せられたる者に其通告書を送る。

(四一) 然る時は如何なることとなるや？——予は一言忘れたり。右の如き手續きの前に言ひ置くへかりしことなるか陪審員か其氏名の讀上げに應じて返答を爲さざる場合に於て先づ第一に爲さるることは執行官役場の吏員か予の許に來りて其陪審員に對して呼出状を送達し或は其住所に郵送したる旨を證明することなり。

(四二) 夫は罰金を科する前なりや？——然り。而して之等の者か其呼出状か本人に達せざる儘返送せられたる旨を證明することも屢々なり。然る時は勿論之等の者には罰金を科せず。

(四三) (Mr. Burchell) 併し乍ら陪審員の呼出状は全部書留となるに非すや？——予は書留にするものは考へず。

(議長) 予は法律に依りて書留と爲すへきことか要求せられ居るものなりと思ふか然るに非すや？

(Mr. Burchell) 法律には呼出状は之を直接送達或は書留郵便に依りて送達すへしと規定し居れり。

(四四) (議長) 予は呼出状は書留郵便と爲すか或は直接送達せらるるを要するものかと考ふ。併し夫は兎も角として兎に角貴下は陪審員に罰金を科する前に送達に關する證明の充分なりや否やに注意するや？——然り。

(四五) 猶罰金の問題に付て續けて聞かんに之等の罰金は實際に科せられ實際に徴收せらるるものなり

や？——予は未だ之を實際に科したること無しと思ふ。予は未だ斯くの如き罰金を現實に科せられたる者有るを知らず而して之か實際に徴收せらるるものは極めて寥々たるものと思ふ。

(三〇六) 然らば之か實際に徴收せられざる場合は如何になるものなりや？——夫は後に罰金か取消さるるを以て實際に徴收せられざることなるなり。

(三〇七) 其意味は予の承る所に依れば罰金の言渡を受けたる者か自ら判事の前に出頭して其不出頭の原因を説明し判事は其説明充分と認めて罰金の言渡を取消すと言ふこととなるか其ことなりや？——然り。

(三〇八) 併し乍ら一体此罰金を科すると言ふことか陪審員を裁判所に出頭せしむるの力を有するものなりや？——常に其力有り。

(三〇九) 或者は罰金を科せらるることを何とも考へず平氣に之を支拂ひて少しも氣に懸けざる者有る可し予は實際斯くの如き者有る可しと信す如何？——或は斯くの如き者も有る可し併し乍ら斯くの如き者の數は非常に少く寧ろ予をして吃驚せしむるもの有るへし。

(三一〇) 貴下の經驗にては之等の者に罰金を言渡し彼等か罰金を科せられたる旨の通知を爲すことは之等の者をして能く裁判所に出頭するに至らしむるの効有りと思はるや？——然り。

(三一) 貴下は此罰金は更に一層嚴格に科す可しとの意見なりや？——否予は斯くの如き意見に非ず。予は常に陪審員の良く出頭することを寧ろ意外として吃驚し居るものなり。

(三三) 貴下は貴下の司法上の仕事を行ふ上に於て此罰金を科すると言ふことは左迄重要なことに非ずとせらるるや？——予は此罰金は之か陪審員を出頭せしむる所の力の争ふ可からざる所の根本なりと言ふ点に於ては極めて重大なりと思ふ。

(三三) 貴下は陪審員の呼出か頻繁に過くると言ふことに於て陪審員に對して特に苛酷となる特種の場合を生ず即ち其意味は陪審員を左迄頻繁に呼出すことは充分避くるの余地有るに拘らず猶之か行はれ居ると言ふか如きこと有りと思料す可き理由有りと考へらるるや？——予は常に最近に他の陪審に陪審員として出頭したることを以て一の正當なる辭任の理由と認め居れり而して之を許すの余地有る場合に於ては兎に角最近に他の陪審に出頭したること有る者に對しては其陪審員としての務を免除し居れり。

(三四) 予は重ねて呼出さるることを以て辭任の一理由と爲す可しと言ふ程迄に考へたること無し予の考へたることは唯陪審員か執行官代理の不注意の爲めに再度の呼出を受け出頭を要求せらるる可からざる場合に猶出頭を求めらるること有りとこの不平を聞きたること有り之を考へたるなり？——予は夫に對しては御答することを得ず予は執行官役場に於て行ひ居れる手續に就きては全く門外漢なり。

(三五) 予は貴下の出されたる少覺書の一節を讀上くへし何となれば予は之に依りて言現さんとせらるる貴下の意見の何たるかを了解することを得ず仍て茲に直接貴下の意見を聞かんと欲すればなり。貴下は貴下か予等の参考として告ぐることを得る所の一点として貴下か陪審員等か彼等の任務彼等の責任に付て如

何なる觀念を抱き居れるかを確かむる機會を有し又貴下は其觀念が果して如何なるものなりと信するかと言ふこと及び貴下か不都合を少くする爲めに用ひ居れる所の方法を擧げ居れり。貴下は此最後のことに付ては既に吾人に對して述べられたりと思ふか如何？——然り予は之に付て述べたりと思ふ。其他の言葉に於て予の言はんとする所は即ち予は常に巡廻裁判所に陪審員としての義務を行ふ可く呼出されたる陪審員等か誠に熱心に其職務を行はんと努力し其義務なりと確信する所の務を免れんと欲するか如きこと更に無きことを痛切に深く感せしめらるると言ふことなり。兎に角刑事裁判所に於て陪審員たるの務はランカツシャイヤア州に於ける通常の人々の寧ろ之を好んで欲する所にして之等の者は此公の任務を行ふことを誠に重大にして且つ極めて威嚴を増す所以なりと考へ此ことを以て彼か其自己の國の政治に自ら關與する所の唯一の場合なりと爲し一身の事情の許す限りは喜んで其任務を盡し進んで之に就かんと欲する所のものなりと言ふことか常に事實の真相なりと予には思料せらる。予は之等の者は又同時に法律か存在し此法律か之等の者か陪審員となる可き旨を規定し居り彼等は此法律に導はんと欲すると言ふ強き信念を有し居るものなりと思ふ。

(三六) 然らば貴下は彼等陪審員等か此陪審員となる所の任務を目して厄介なる苦勞と考へ居れりと思はれざるものなりや？——然り其衷心に於ては左様には考へ居らずと予は思ふ。予は勿論彼等の中の多數の者は表面は常に之に付きて兎角不平を並へ居るものと思ふ。併し乍ら予か此点に付て觀察し得るの機會

を得たりと信すと敢て言ふ所以は即ち多くの場合に予か常に行ひ居る所なるか事情の許す限り予は之等の者の便宜を聞く而して然る時は必ず常に或一日又は二日と言ふ如き特定の日か彼等の都合悪しきことを見出し之等の日丈か彼等の意に従ふ時は彼等は全く喜んで其他の日は裁判所に出頭して終日裁判所に止まるを常とすると言ふ事實なり。

(三七) 貴下は陪審義務の免除と言ふ問題に關して吾人に語る可き何等かの材料を有せらるると思ふか之を有せられずや？——然り之を有す。近年に至りて成法に依りて陪審義務を免除せらるる者の數益々多きを加ふるに至りたり其理由は近年多數の政府に依り任命せらるる吏員に此陪審義務の免除を與ふる所の議會法か陸續として制定せらるるに至りたること又同時に地方軍隊に籍を有する者か此免除の權利を有することなり。惟ふに之等軍隊に籍を有し或は政府の任命を受けて國家の吏員となる所の者等か先づ大体に於て社會に於ける選はれたる優秀なる者と目せらるる限りは裁判所か之等の種類の者の陪審官となりて裁判所に補助を與ふることを奪はるると言ふことは誠に悲しむ可きことなり而して予の考ふるには公務に服するの故を以て陪審義務を免除すると言ふことは宜しからざることなりと思ふ其理由は他の種の公の仕事に何等の支障を生せざる限り各人は其或は鉄砲を射ることの練習に従事し居ると或は又陪審官となることに於て活動し居ることを問はず全部皆同一視せられざる可からざるものなればなり。

(三八) 予は次に貴下の書面の其次の一節を讀む可し『特別陪審員として呼出さる可き資格有る者の氏名

を小陪審員候補者名簿中に登録することに關する法律及び慣習』と有り?——既に貴委員會も御承知のこと疑無きことなるか法律は刑事事件の審理に當る可き陪審員の選出せらる可き名簿は陪審員たるの權利有り又義務有る所の者の氏名全部を包含することを要し特別陪審員として呼出さるるの資格を有する者の氏名と雖も一般の陪審員候補者名簿或は小陪審員候補者名簿中より除外することを得ず之等をも猶其中に残すことを要し之等の資格者は他の資格者と等しく呼出すことを要することとなり居りて之は既に屢々公に宣言せられたる所なり。併し乍ら實際の慣習は諸種の理由よりして之とは全く反對に確定し居れり。予か予の候補者名簿中に於て特別陪審員を獲ることは僅かに稀に之を見るのみ。而して稀に之等の者か獲らるる時は之等の者は出頭して此ことか宛かも特に重大なる苦痛なるかの如く不服を述へ之を以て唯一の辭任の理由となす之等に對しては予は更に一顧をも與へずと斷言し得るを以て幸福とするものなり。予は之等の考に對しては之等の者か更に他の特種の陪審に陪審員となることを得るは寧ろ誇とすへきことなる可しと告ぐるを常とす。

(三二九) 然らば若し小陪審(刑事陪審にて通常陪審員なり)又は民事の通常陪審に於て自己か特別陪審員たる資格有るの故を以て辭任の申立を爲すもの有るも貴下は此申立を許可せられざるものなりや?——然り予は斯くの如きものと極力之を争ふ。予は之等の者に予の法律上の見解を説き且つ之等の者をして之等の者か特別陪審員となりたる場合には之か報酬を受くるの事實を反省せしむ。

(三三〇) 一ギイニアの報酬を受くる事實なりや?——一ギイニアを受くる事實なり。

(三三一) 貴下は彼等陪審員の出頭に對する支給の問題に關する貴下の意見をも述べらるるを得すや?——現在に於ては予の承知する所にては刑事裁判所に於ては陪審員は全然支給を受け居らるか如何?——其通りなり。

(三三二) 民事裁判所に於ては通常陪審員には各一シリング特別陪審員には各一ギイニア宛を支給する慣習有り?——ランカツシャイヤアに於ては通常陪審員に對する支給の額は八片なりと思ふ而して予は他の州に於ては通常陪審員は一文をも受け居らすと思ふ。

(議長) バアチエル氏は此点に關して正確なる所を告ぐることを得可しと思ふか予の知れる所にては倫敦州に於ては彼等は或種の慣例に依りて一シリング宛を獲居れりと思ふ。之は全く法律に據れるものには非す。

(Mr. Burchell) 其通りなり。併し乍ら予の質問したる證人か證言したる時は予は唯倫敦州のみに關して質問したるものにして倫敦プロバア全部に付て質問したるものには非す。

(議長) 予も倫敦州に關して言ひたるなり。倫敦にては予か證人の證言に依りて知りたる所又此ことに關して自ら経験を有せらるるバアチエル氏も亦認めらるる所に依れば各民事事件に於て各通常陪審員に一志宛を與ふる慣習となり之を支拂ふ可き法律上の義務無しと雖も之は實際に於て支給せられて各事件に於て

訴訟費用の一部を爲し居れるものと思ふか如何？

(Mr. Burchell) ニシイ、ブライウス、(巡廻裁判所の民事裁判)に呼出されたる陪審員には之を支給す。勿論之は倫敦の他の裁判所も直ちに此通りと言ふことを得ず。

(議長) 否予は通常陪審員に關して言ひ居るなり。

(Mr. Burchell) 然り、ニシイ、ブライウスに於ては其通りなり。

(Mr. English Harrison) ロウヤル・コウトに於けると言ふ意味なりや？

(Mr. Burchell) 然り。

(三三三) (議長) ランカツシャイヤアに於ては貴下は刑事事件に陪審員たる者は何等の支給をも受けずと言はるるや？——然り。

(三三四) 民事事件に於ては各々八片宛を受け居れりと想はるるや？——然り。

(三三五) 而して特別陪審員は勿論一ギイニア宛を受くるや？——然り。

(三三六) 陪審員にして遠隔の土地より來り巡廻裁判開延市に二週間も滞在するを餘儀無くせらるるか如き者に取りては多大の苦痛有る可きを以て此苦痛を無くする爲めに之等の者には或程度の旅費と食費と更に必要有る場合には其陪審義務を行ふ爲めに他に滞在するを要する期間の宿泊料とを支給すへしとの提議か爲されたり。之に對しては貴下は如何に言はるるや？——予の考ふるに予の知る範圍内に於てはランカ

ツシャイヤアに於ける陪審員は斯くの如きことを特に苦痛とする者無しと思ふ。假に陪審員等か之を苦痛となすとするも予は未だ嘗て斯くの如きことを聞きたること無し。而して予は市民に此程度の公の務めを此程度の不便を忍んで唯單に斯くの如き國家の市民の一員としての利益に浴するの故を以て、其當然の義務として無報酬にて行はしむると言ふことは誠に結構なることなりと固く信するものなり。

(三三七) 貴下は現在の制度を變ずることに不賛成なりや？——賛成せず。

(三三八) 貴下は前述の貴下の意見をランカツシャイヤアのみに限らんとせらるるもの如くなるか予の思ふに貴下は此意見をウエストモアランドとかカムバアランドと言ふ如き土地の廣汎なる州にも猶適用せられんと思はるるものなりや？——予は右の返答は之等の二州に付ても又之を包含せるなり。之等の州に於ては多くの場合裁判所迄に至る距離か他に於けるよりも遠きことは事實なり然れ共其執務の期間たるや極めて小なり。予は之等の地方の者の陪審員たるに要する所のは極めて僅少なるものなりと思ふ。

(三三九) 貴下か裁判所に執務するに際して陪審員より巡廻裁判開延市に至る迄の旅費を支出するを要せしめられたることに付ての不平を聞きたること有りや？——否。

(三三〇) 或は又陪審員等か一日以上も滞留せしめられて其夜の宿泊料を支出せしめらるるに至りたることに付ての不平を聞きたること有りや？——否。

(議長) 予の質問せんと欲したる所は以上に盡く。

(三三) (Mr. Hohouse) 辭任の申立に關して問はんは例へは陪審員候補者名簿に登載せられたる者の中
 或者か英國内の他の遠隔の地方に住所を移轉したる場合の如きこと有りとせば斯くの如きことは貴下は氏
 名の讀上げに對して返答を爲さるることに對する正當なる理由なりと認めらるるや? — 若し之等の者が
 巡廻裁判に先ち最初に書面を寄する時は其移轉か遠隔の土地なる時は予は之等の者に對して最初の日に
 頭することを要せず猶若し予か之等の者を除きて他に充分の陪審員有り之を以て足る場合には予は之等
 の者を免除せんと欲する旨の返事を與ふ。

(三三) 併し乍ら貴下は之等の者に貴下の許迄兎に角來るべきことを要求せんとするものなるへし? —
 予は陪審員か何處の土地に居る共兎に角其者に對する呼出狀に關して注意を拂ふべきことを要求す。辭任
 の申出は成るべく早くせらるれば早き程可なり而して若し之等の者が巡廻裁判の日迄に何等の手續きをも
 爲さざる時は予は寧ろ之等の者は自ら出頭して其事情を説明すべきものなりと思ふ而して右の如くしたる
 場合には予は之等の者に對して出來得る限りのことをせんと欲する者なり。

(三三) 貴下は之を以て病氣の故を以てする辭任の申立と同等のものと思ふか如何? — 實際に於て醫師の
 書を提出する時は貴下は之を以て絶對的の辭任として許可するものと思ふか如何? — 實際に於て醫師の
 診斷書有る時はよし夫か何等の價値も無き反古同様のものなるにもせよ又之に證明者として署名したる者
 に關して何等之を知る所無しと雖も其證明する事實に反したることを認むることを得ず。先つ夫を以て事

實なりと認めざるへからず。

(三三) 其他に於て貴下か巡廻裁判に全然出頭せざるも可とするに充分なりと考へらるる丈の辭任の理由
 なるもの有りと考へらるるや? 例へは他に重大なる用務 — 自由職業者の業務 — 有りと云ふか如きこ
 と有りとせば如何? — 例へは或者か商賣上の重大なる要件有りて南亞米利加又は濠洲等に行かざるへか
 らざることとなり居り之等の者が其呼出狀を受くるや否や其旨を予に告ぐる書面を差出して其要件か其者
 の一身に取りて誠に重大なる者にして若し此際其者か巡廻裁判に出頭することを餘儀無くせらるるとせば
 其者の事業は全部全く大混亂に陥るへしと言ふことを指摘すること有りとせば予は直ちに其者の辭任を許
 すへし。

(三三) 若し其者か出發の間際に有りたりとせば如何? — 若し其者か既に出發したる後ならば呼出狀は
 之等の者に送達せらるることはなかるへし。若し之等の者が當に出發せんとする間際にして萬端の準備を
 終へ居る際ならば予は直ちに之を免除す可し、併し乍ら斯くの如き場合か十度も十二度も起り來るとせば
 予は少からず迷ふ場合を生す可し然れ共斯くの如きことは實際に多く生ずること無し。唯時として稀に生
 ずるのみ。

(三三) 併し乍ら貴下は確かに一考を要することなるか裁判所に出頭せんとするも之か爲めに要する旅費
 無しと言ふことを理由とする辭任の申立有りとは考へられずや? — 屢々或陪審員は巡廻裁判に出頭して

自分は臺帳には市税負擔者として登載せられ居るも實は渡り職人に過ぎず従つて裁判所に出頭せしめらる時は其仕事を失ひ誠に困ると言ふことを言ふ者有り。予か之等の者の言ふことか眞實なりと考へたる時は——而して大體に於て予は彼等は正直なる者なりと思ふか——予は之を以て充分に注意を拂ふを要する所の正當なる事由なりと考ふ。

(三七) 陪審員資格者として名簿に登載せらるる税額上の資格要件に何等かの改正を加ふるの必要有りと考へらるるや?——遺憾乍ら其ことに關して考へたること無し。

(三八) 貴下の經驗にて從來一組の陪審員の中に不當に多數の料亭の主人の存するを見たること有りや?——否、確かに左様なる事例に遭遇したること無し。候補者名簿の第二欄に氏名に次ぎて其者の職業を記し有り而して予は『特許酒類販賣業者』(licensed victualler)なる語か即ち料亭の主人(publian)を示す語なりと思ふ。予の現在記憶する所に依れば此語は左迄多く見る語葉なりとは思はれず。寧ろ斯くの如き語葉か一或は二以上出つると言ふ如きことは極めて稀なりと言ふを得ると思ふ。

(三九) 北方の地方に於ては此種の者は恐らく倫敦の或地方に於けるか如く多數に存せざるものと思ふか如何?——然る可し。

(四〇) 證言に依りて見るに倫敦に於ては料亭に對して高率の税か課せらるるか爲めに特別陪審員の多くの割合の者が料亭の主人なりと言ふか如何?——ランカツシャヤアに於ても其通りなる可し予は特別陪

審員の職業に關しては關知する所無し。

(議長) 貴下は倫敦のことを言ふなる可し然るに非すや?

(Mr. Burchell) 否、予は證人はランカツシャヤアのことを意味するものと思ふ何となれば證人は特に特別陪審員と言ひたればなり。

(四一) (Mr. Hobhouse) 貴下の言はれたる陪審の免除に關して貴下は陪審義務の免除の事由を擴張す可しとの論には大體に於て反對意見なりと考へて可なりや?——然り。

(四二) 其根本の理由は一般人民か其國家の爲めに公の務に服すると言ふことは有益なることなりとの意見に有りや?——然り而して特に此方面の務に服することは有益なることなり。

(四三) 貴下は之を以て一般人民をして公の務に服せしむることに關しての一の訓練方法なりと考へらるるや?——然り先づ左様に言ひて可なる可し。予は左様に思ふ。

(四四) 最近に免除原因の中に加へられたるもの一は軍人軍屬に因る免除なりや?——然り。

(四五) 貴下は陪審義務以外に更に重き義務を國家の爲めに負擔せしめられ或は自ら進んで負擔し居れる所の人々に對して之を理由として陪審義務を免除すると言ふことには正當なる理由有るものなりと認めらるるや?——或は然る可し、併し乍ら予は此ことを誠に悲しむものなり何となれば之等の者は予か陪審員たらしめんことを最も希望する所の人々なるを以てなり。

(三〇) 併し乍ら勿論良き階級の者優秀なる陪審員にして重大なる官職に有り爲めに之等の者を陪審官たらしむることを到底望むことを得ざる者も多く有る可し?——予は此陪審官となると言ふことを以て單に一種の負擔のみなりと目することに反對するものなり。予は此ことは同時に一種の權利一種の特權と看る可きものなりと考ふ。

(三一) 貴下は陪審官として執務することは之等の人々に取りて眞實に一の特權なりと考へらるるや?——然り予は然考ふ。

(三二) 然らば貴下か陪審義務の免除を擴張することに反對せらるるの理由は陪審官たるの義務を有する陪審員の數に不足を來すと言ふことよりも寧ろ斯くの如く免除を廣くする時は陪審員として最も良き人々を除外するの結果を生せしむるの惧有りと言ふ事實に有りや?——其通りなり。

(三三) 貴下は貴下の巡廻區に於て名簿に登載せられたる特別陪審員或は通常陪審員の數に不足を告ぐとの證據を得たること有りや?——否、得たること無し。予は若し陪審官となる可き義務を引續き幾回も負擔せしめらるるとの不平の聲が一層多く聞かるる様になる時は初めて之を以て右の如きことの唯一の證據と言ふを得るものと思ふ。而して予は右の如き不平の聲は左迄多からずと考ふ。

(三四) 貴下は現在の陪審義務の免除原因の各項目の中に誠に權衡を失し居れるもの有りとのことに注意を惹かれたること有りや? 予の氣付きたる一例を挙げんか州(カウチイ)の州會議員は免除を受けさ

るにミュニシバルボロウのボロウ會議員は免除を受け居れるか如し?——予は左の如く州とボロウに依りて差別を設くるの理由を知らず。

(三五) 予は之は歴史的沿革に因る即ち陪審法(ジュリイ・アクト)か州議會法の前に制定せられたることに因るものと思ふ。貴下は之は全く權衡を失したるものなりと思ふや?——予はミュニシバルボロウの會議員に對する免除を無くすることに依りて其不權衡を無くせんと欲す。

(三六) 貴下は此種の不權衡は免除を受けざる側のものに免除を及ぼすよりも寧ろ免除を受くるものにして免除を無くすることに依りて之を無くす可しと考へらるるや?——然り。

(三七) (Mr. English Harrison) 貴下は刑事事件に於て被告人と同様に國家を代表する官(Crown)も亦忌避の權利を有するものなりや否やを告ぐることを得るや?——原告は無限の權力を有す。予は之は候補者名簿の一候補者の盡くるに至る迄退席し居る可き旨の陪審員に對する命令(an order to the jurymen to stand by until the panel is exhausted)と稱せられ居るものと信す。予は其盡くる迄とは殘餘の者十二名に至る迄との義なりと思ふ。

(三八) 彼等原告官は又或特定の陪審員に對して或特種の絶對的の事由(independent reason)例へは其者か前科有りとか心身喪失者なりとか或は之に類する所の事由に依り其者か陪審官と爲す可からざることを申立つるを得るものならずや?——然り而して被告も亦理由を要せずして忌避し得る二十名以外に於て更

に右の如き事由に依りて忌避することを得。

(三五) 二十名の外に更に忌避し得るや?——然り。

(三六) 従つて刑事巡廻裁判に呼出さるる陪審員の數に於ては貴下は此種の場合か突發すること有る可きことを豫想して之に對して豫め備へおかさる可からざる可し?——然り。

(三七) 而して若し其數を極端に少くする時は貴下は結局之等の場合に對して充分なる丈の數を獲るに困難するに至る可し然らずや?——然り。吾人か斯くの如き困難を見る唯一の場合一以上の裁判所か開廷する場合なり。

(三八) 併し一の裁判所のみか開廷する場合に於ても例へば或數の忌避か行はること有る可きを豫想して三十名を呼出さざる可からざる必要ある場合に其三十名か満足に獲られずして爲めに困難なる場合に遭遇すること有りませすや?——若し審理せらる可き事件の數か多數に存する時は三十名にては充分ならず。

(三九) 而も其被告人か非常に狡猾なる者にして之等の被告人の權利全部に通曉し居れるか如きこと有る場合には更に然る可し?——左様なる場合には吾人は誠に多數の陪審員を要す。

(四〇) 然らば貴下は何等の豫告も無く突然貴下の呼出したる陪審員の數に付て大恐慌に遭遇することとなる可し?——然り。

(四一) 若し僅かに三十名しか呼出さすさせは……?——假に二名の被告か同一の公訴に基きて公判を開

始せらるるとし之等か各二十名宛を忌避するとせば吾人は執行官に對して市井に出てて補充陪審員(Reple-

ment) (プレイング、ア、テェル)に依りて獲る陪審員——本書第一卷資料第七十三號七三頁参照)を集む可く要求せざる可からず。

(四二) 其方法は刑事巡廻裁判に於ける陪審を構成する方法としては充分満足を得らるる方法と言ふことを得ざる可し?——全く然り。

(四三) 従つて貴下か陪審員として呼出す者を三十名に減す可しと言ふことを提唱するに際しては予か唯今述べたるか如きことの生し得可きことを念頭に置かさる可からざる可し?——然り予は唯以上のことを裁判を受く可き被告人か三名以上に昇ることは極めて稀なる場合——此三名と言ふ意味は犯罪事實を自白せず陪審の裁判を受けんとする者三名以上にして裁判所(部)か二個以上同時に開廷することを得ざる場合なり——斯くの如き場合にのみ之を提議するのみなり。

(四四) 此呼出す陪審員の數を貴下の提議せらるる如く三十名に迄も減すると言ふことは予には少しく危険なることならずやと感せらるるか如何?——勿論理論のみより言ふ時は夫か誠に危険なることなるを認む。併し乍ら思ふに予かマアセイ閣下の問に對しての答として申上げたことは即ち實際上に於て陪審の實際慣例として行はれ居る所に依れば比較的小都市の裁判に於ては三十名にて充分足りると思ふと言ふのみ。

(三六五) 常に陪審員候補者名簿全部を讀上げ陪審員にして之に對して返答を爲さざる者有る時之等の者に必要有る場合は罰金を科すると言ふ手續は貴下の巡廻裁判區に於ては幾何位前より實際に行はれ無くなり居れるや? — 予の時代以前よりなり。

(三六六) 然らば其慣行は貴下の巡廻裁判區全部に通して一樣に然るや? — 然り。

(三七七) 貴下は陪審員が裁判所に出頭して其義務を果すことに於て特別陪審員と通常陪審員との間に何等かの差異有りとするや或は彼等は皆均しく其任務を盡さんと希望し居れるや? — 特別陪審員は予は直接之を見るものに非ず。アツソシエトか之等特別陪審員のことを司るものなり而し予は彼は可なり多く手古摺らせ居れりと思ふ。

(三八六) 貴下は特別陪審員はアツソシエトを手古摺せるものと思ふや? — 恐らく然りと申上げて可なる可し。

(三九六) 執行官代理が辭任の申立に關する裁判を行ふことに關して貴下に質問し度き點今一つ有り。貴下は一般公衆は其地方の官吏なる執行官代理か之等の申立に對して裁判を爲して之等の者の陪審官たることを免除することに就て貴下の如き全く其地方の者等と交渉の無き者が爲す裁判に對すると同様の程度に信頼を有し居れりと考へらるるや? — ランカツシヤイア州に於ける執行官代理の職務を行ひ居れる法律事務所は誠に大なる名聲を有し且つ予の信する所にては一般人の輿望を有することも厚く且つ既に其仕事を

長き間行ひ來りたるものなり。予の信する所にては彼等は誠に良く其仕事を行ひ且つ之に關して一般公衆の信頼を得居れり従つて彼等の關係する範圍内にては若し苦情を言ふもの有らば夫は寧ろ彼等執行官代理の側にて苦情を言ふことこそ有れ公衆の側にて之に苦情を言ふものは一人も無かる可し。

(三七〇) 然らばランカツシヤイア州に於ては可なり長き年月の間同一の法律事務所が執行官代理の仕事を行ひ居れるものなりや? — 然り。

(三七七) 執行官が一切の權力を有するものなるを以て執行官代理は執行官の更はると共に其職を退くものに非ずや? — 執行官代理は執行官と共に進退す併し乍ら同一の法律事務所 (Firm) が常に永久に予の知る範圍内に於ては引續き今日迄其執行官の職務を執行し居れり而して此法律事務所内の一員たる辯護士が執行官代理となり居れること極めて多し。併し乍ら執行官代理が其事務所の一員ならざる時は此法律事務所は執行官代理の職務を代行するものと説明せられ執行官代理本人は執行官長の如く一種の飾物たるに過ぎず。

(三七二) 併し乍ら執行官は勿論自己の欲する者を何人にも執行官代理に任するの權を有するものなる可し? — 何人にも任命するを得而して其執行官代理は若し之を欲する時は自ら其職務の全部を取行ひ何人も之を實際に行ふ者を任命せざることを得。

(三三三) (Mr. Burdell) 其點は確かに左様なりや? — 予は然りと思ふ。

(三十四) 予は執行官法 (Sheriff's Act) に依りて執行官代理を任命するを要することとなり居れりと思ふ？——然り予は執行官は執行官代理を任命するを要せざれ居るものと思ふ。予は執行官が自ら直接其職務一切を行ふことを得るものなりや否やを知らず併し乍ら予は執行官代理か更に其職務を實際に取扱ふ所の執行官代理を任命することを要するものには非すと思料す。

(Mr. Burchell) 然り併し乍ら執行官は必ず執行官代理を任命するを要せざれ居るものなり。夫はセリフスマクト (Sheriff's Act) に規定せられ居れり。

(三十五) (議長) 執行官は辯護士に非ざる通常の素人を執行官代理に任命すること有りや？——予は未だ左様なることか爲され或は左様なることとす可しとの論を聞きたること無し。

(三十六) 執行官が斯様なることを爲し得るものなりや？ 予にはイングリッシュ・ハリソン氏の貴下に爲したる質問には執行官か何人を任命するも可なりと言ふか如く解せらるる節有りと思へらる。

(Mr. English Harrison) 執行官は或一人のソリシタアを其自己の任期の中の或一年間執行官代理に任命し更に他の年には全然別個のソリシタアを之に任命することを得るなり。

(議長) 夫は其通りなり。

(三十七) (Mr. English Harrison) 斯くの如きことを尋ぬる所以は吾人は人々か時々不當に屢々陪審に呼出さるること有りとの不服を聞けはなり。貴下は貴下の巡廻裁判區に於て陪審員が來りて自分か考へて如何

にも不當なりと思はるる程數回に互り呼出さるることの不服を述ふる者有るを見たること有りや？——時偶一年に一回か二回位陪審員か予の許に來りて——『予はつい去年一度セッション裁判所に於て陪審官となりたり又其一箇月も前にも検屍陪審に陪審官となりたり。夫から又一度は記録裁判所にも陪審官となりたること有り』——と言ふ者有り。而して之等の者は予に其呼出状を示すこと有り然れ共斯くの如きことは度々生ずることには非ず。又斯くの如きことの起る時と雖も之等の者は一般の取扱に付て不平を述ふるか如きことは之無し。之等の者は『自分は故意に毎時々々も呼出され居れり』と言ふか如きことは言はず唯之等の者は以上の如き事情を述ふるのみ而して予は通常の場合に於て之等の事由を以て辭任を許すことを得るなり。

(三十八) 執行官代理役場か何等かの原因に依り或一人を不當に何回も續け様に呼出すか如きこと有りと思ふ可き何等の理由無しと思ふか如何？——何か故意の個人的原因の爲めと言ふ意味か或は何等かの間接的原因の爲めと言ふ意味なるか？

(三十九) 何等かの原因——一寸定義を下すことは困難なるか何等かの原因に依り？——予は未だ左様なること有りとの疑念を抱きたること無し。

(四十) 貴下は未だ嘗て左様なる疑念を抱きたること無しと言ふや？——然り抱きたること無し。

(四十一) 貴下は候補者名簿全部を讀上げ其際に返答せざる者に罰金を科すると言ふ從來長らく繼續して

行はれたる慣習は其氏名の讀上げに應じて返答をする陪審員の數を多數ならしむるの效果有たりと考へらるるや?—予は事實其孰れなるかを知らず何となれば實際に罰金を科すると言ふことは極めて稀なることなればなり。

(三六一) 貴下は若し陪審員等が出頭せずして而も不出頭の充分なる理由無き時は罰金を科せらるると言ふ惧か陪審員の出頭を増加する傾向を來すとは考へすや?—予は左様なりと考ふ。予は併し陪審員の出頭を良好ならしむるは一部分は罰金の制裁有る爲めなるか一部は公に對する奉仕的精神にして又一部は巡廻裁判に陪審官となることか多くの人々に取りて必ずしも面白からざること非すと云ふ事實なりと思ふ。陪審員等の間に存する之等の考か陪審員の出頭の成績を良好ならしむるものなり。

(三六二) 貴下は通常陪審員にして或は其生活状態か巡廻裁判所に出頭することを大なる苦痛とするもの有りとか或は陪審官となる爲めに其日の仕事を休むことを許さざるもの有りとか言ふことを理由として辭任を許されんことを申出づる者多きを見るや?—左迄多きこと無し。

(三六三) 其數は幾何位の割合なりや?—一巡廻裁判に一人位なりや或は六名位なりや乃至は一年間に僅かに一度位なりや?—斯くの如き事例を見るは巡廻裁判か數日間に互りて行はるるマンチエスタア及びリッパブウルに於てのみなりと言ふを憚らす。之等に於て一巡廻裁判に大約一乃至二件なりと言ふを得可し。之等の者には予は他の陪審員等より以上の特別の便宜を與ふことを得又實際に之を與ふ。事實に於て候補

者名簿に登載せられたる者は少く共一日は陪審員たる順番に當り其大多數の者は二日位は陪審官となるなり。

(三六四) 裁判所に出頭して陪審官となると言ふことは比較的貧乏なる陪審員の懐に取りては之よりも裕福なる陪審員の場合に比して著しく其苦痛が大なるもの有りと思ふや?—夫は全く其通りなり。

(三六五) 此故に——之は予の説には非ざるか——陪審員には何程かの費用少く共裁判所迄の往復の費用又は之を支給す可しとすることを考へて見るの必要有りと言ふことならずや。貴下は巡廻裁判の終りたる時は或は或一の候補者名簿の全部か其仕事を終りたる時に於て裁判所にて一々費用の計算をせると言ふことは多大の困難有りと云ふや?—事實に要したる費用を支給することとし其額を計算するは可なり面倒なることと思ふ。勿論之を以て一種の給與とし其額に付て其者の要したる實費を參酌するものとせば何人かをして之に當らしむれば其額は算出することは可能なる可し。

(三六七) (議長) 予はイングリツシユ・ハリソン氏の考へ居らるることは現實に其者が費したる費用と言ふに非ずして一定の標準に依りて計算したる費用の意味なりと思ふ?—併し御承知の如く例へは十日間も裁判所に出頭して其中僅かに二日間位しか歸宅を許されず巡廻裁判に數日間陪審官となりたる者の要したる費用は労働者にして其仕事を失ふと言ふことの爲めに一度裁判所に出頭して三日間引續き陪審官となりたる後殘餘の十日間は出頭を免除せられたる所の陪審員の要したる費用に比して遙かに大なるもの有り

可し。

(三八) (Mr. English Harrison) 併し乍ら一定の距離に付き一日に付き幾何と一定の費用の標準を定むる例へは陪審員が十哩を隔てたる地方より来る者なる時は何志二十哩の時は何志三十哩の時は何志と標準を定め其標準に基き陪審員の出頭したる日數に應じて費用を支給することとするは可能なるに非ずや? —— 若し陪審員候補者が多數にして之等の者全部に支給することならば予は寧ろ其支給額を定むる特別の官吏を設けんことを要求し度し。

(三九) 陪審員か幾日陪審官となり又幾哩の遠隔より來りたるかを勘定する爲めなりや? —— 然り。

(四〇) (Mr. Burrell) 予は貴下は巡廻裁判所に呼出さるる陪審員のことのみに就て證言し民事裁判所の陪審には言及せざらむと欲するものなりと思ふか如何? —— 予か常に接觸し居るは Crown Court (刑事裁判所) に出頭する陪審員のみなり。

(四一) 遠方より來る陪審員に就て貴下は之等の者は其裁判所の所在都市より陪審員として來る者に比して遙かに多くの距離を旅行せざる可からざるは勿論にして其費用も大なるもの有る可きを以て彼等の爲めに其旅費を與ふるの金を欲しいとの意見なるや? —— 否陪審員たる各個人の之か爲めに負ふ所の負擔を均一平等ならしむることは全く不可能なりと考ふ。

(四二) 予は比較的遠方より來たる陪審員は他の者よりも遙かに多大の苦痛を有するものなりこのことは

貴下も認めらると思ふか如何? —— 否予は斯くの如き者に特に苦痛とする所有りと言ふ説を認めず。

(四三) 予は貴下の意見は陪審員等か陪審員として出頭するは市民として之を爲すものにして之は市民としての義務の一にして又同時に自分自身の爲めの權利安寧の保障を防固するものと言ふ可きことなれば之等の者の出頭に對して報酬を給す可きものに非ずと思ふ? —— 予は此陪審を以て他の孰れのことよりも —— 選舉權の行使よりも遙かに優れて的確なる所のセルフ・ガバメント (self government) なりと思ふ。

(四四) 予は貴下は執行官代理又は其他の孰れかの吏員に辭任を許すの權限を與ふるを可とすとの意見なりと言へりと思ふ。若し斯くの如き權限か與へらるるとせば或種の人々は執行官代理は或特定の事件に付自己か陪審官たらしめんと欲する所の陪審員を撰擇することを得るの權を有するに至るとの疑を懷く者出て來る可く從つて斯くの如き疑を少しも生せざらしめんか爲めに此辭任を許すの權限を他の官吏に與ふる可か可なりとは考へずや? —— 予は予自ら進んで執行官代理をして辭任の申立を受理し之か處分を爲さしむ可しとの説を支出せんと欲する者に非ず。予の言へるは唯若し執行官代理か此權を行ふとするも予は敢て之に反對する者に非ず又予の知れる範圍内に於ては其結果に於ても好成績を見るを得可しと言ふみ。

(四五) 其上若し執行官代理か辭任の申立を裁判するの權を有することならば執行官代理は此辭任の申

立に關する裁判を爲したる後に於て候補者名簿を確定的に作成するを以て從來に於けるよりも一層有効なる出頭歩合の好き候補者名簿を得るに至る可しと言ふか？——然る可し。而して貴下の只今言へる不正を行ふの疑の生する可能性云々に關して予は理論上に於ては勿論左様なる可能性の存するものと思ふか併し乍ら予の知れる範圍内に於ては殊にランカッシャイア州に於ては實際に斯くの如き疑を懐くか如きことの生す可きものは考へられず。

(三九六) 貴下は貴下の州に於ては斯くの如き疑念か抱かると言ふか如きことか生す可しとは考へずと言はるるか併し乍ら他の州に於ては或は斯くの如きこと有る可しと思はれずや？——理論上より考ふる時は若し此執行官代理の職か何等かの理由の爲め極めて之に適當なる人格者或は名聲高き徳望家に依りて行はれ居らざるか如き場合には斯くの如きことも有り得ると言はざる可からず。

(三九七) 予は執行官か任命せられたる時は其執行官は自己の最も股肱と頼む所の者を執行官代理に任命すること勿論なりと思ふ？——予も然る可しと思ふ。

(三九八) 何となれば勿論陪審の召集と言ふか如きことは執行官代理に委せられたる多くの職務の中の極めて一少部分たるに過ぎざるを以てなり？——夫は執行官代理の職務全体より見る時は其中の極めて一小部分を成すのみ。執行官代理は事實上其州内の殆んど全部の裁判所の發する殆んど全部の命令を盡く其手に依りて執行せざる可からざるなり。

(三九九) 次に貴下は陪審員か陪審呼出狀を提出することに依りて辭任を許さると言ふことに關して貴下の意見にては其裁判所の吏員は其呼出狀を以て直ちに其陪審員か以前に他の裁判所に陪審員として實際に出頭したりとこのことを證明する書面とするの要無しと言はれたりと思ふか如何？——然り左様に言へり。

(四〇〇) 若し陪審員か單純に呼出狀を提出するものとせば其陪審員自身の陳述以外に其者か實際に其裁判所に出頭したりとこの何等かの證據有りや？——然り其者自身の言葉及び其州に於ける實際の慣習として其者か或は實際に陪審官となるの面倒を蒙らざること有る可きも多くは之を蒙る可き場合多しとの事實以外に何等の證據無し。

(四〇一) 斯るか故に若し斯くの如きことを裁判所の吏員に依りて行ふこととするも之に依りて陪審員か事實に於て其提出する呼出狀に基きて出頭したること無かりしに拘らす之を理由として陪審官たることを免除せらるると言ふか如きことの生するを防止するを得と言ふことよりも只單に之等の者を保護することを得るのみなりと然るに非すや？——然り併し乍ら予の見たる範圍内にては此呼出狀の提出せらるるもの數は極めて少く又陪審員か最近に陪審員として出頭したるに拘らす再度呼出されたりとの不平も極めて少く従つて予は此問題は左迄重大なる問題とは思はず。

(四〇二) 貴下の州内にては之は不必要なりと貴下は考ふると然らば次に年齢上の制限に就て問はん貴下は此點に於て何等かの變更を加へんと欲するや？ 現在に於ては二十一年以上六十年以下の男子か陪審官た

るの義務有るものなる可し?—予は之か極めて適當なる制限なりと思ふ。

(三〇三) 而して貴下は之に何等の變更をも加へざらんと欲するものなるや?—然り。

(三〇四) (Mr. Blackwell) 假に特別陪審事件の審理せらる可きもの一件も無しとせば之等の場合に於ても猶特別陪審員候補者は常に呼出さるるや?—特別陪審員候補者は審理せらる可き事件の確定する時よりも遙かに以前に於て既に呼出さるるものなり併し乍ら若し審理せらる可き事件の存せざる時は特別陪審員は豫め出頭することを要せざる旨を通知せらる。

(三〇五) 次に貴下は次のことを予に説明することを得るや? 予の承る所に依ればボロウ四會期裁判所に陪審官となる義務を有する者は州四會期裁判所に陪審官たることを免除せらる然れ共州巡迴裁判所に陪審官たることを免除せられずと。貴下は果して然るや否やを知らるるや?—予は返答することを得ず。予は一体之等の者が免除を受くると言ふことは今迄全く知らざりき。

(三〇六) 予は之等の者は州四會期裁判所に陪審官たることを免除せらるるものと思ふ併し乍ら予の承知する所にては之等の者は州巡迴裁判所に陪審官たることを免除せられざるものと思ふ如何?—之等の者は州巡迴裁判に於て陪審官たることを免除せられざることは予も確かに信ず。

(三〇七) ランカスター巡迴裁判所は州巡迴裁判所なる可し然らずや?—然り。

(三〇八) 貴下は其裁判所に於て四會期裁判を特有するボロウより選出せられたる陪審員を見るや?—然

り。

(Mr. English Harrison) 換言すれば例へばリバプウルに居任する者もランカスターに於て陪審官となることなるなり。夫は正當なりや?

(三〇九) (Mr. Blackwell) 否予は正しと思はす?—之等の者は陪審官となるの義務を有する併し乍ら事實上は陪審官とならざるなり。

(三一〇) リバプウル市は全く別個の州の如き取扱を受け居るに非ずや?—否併し乍ら實際手續に於て此州は三個の地方に分たれ居れり第一は Furness 之は地方の地方にて此地方の者はランカスターに行き第二は所謂 West Darby にて之はリバプウルに行き次は Salford にて此地方の者はマンチエスターに行く。

(三一) (議長) 同州は實際上は三の地方に分たると言ふや?—然り。陪審員の呼出と言ふことに關しては同州は實際上は全く別個の三つの州に分たれ之等の三を總へて同一の者が支配すると言ふ形なり。(Mr. Blackwell) 予は貴下に茲に有る此手紙を説明することを得るか否やを疑ふ。予は此手紙を United Kingdom Alliance の議長より受取りたるか此中に次の如き一節有り—『千九百一十一年千九百一十二年度 Township of Manchester の通常陪審員の名簿の示す所に依れば其中三百六十六名か酒類商人にして其他の職業に従事する者の數は全部にて僅かに六百八十八名のみ』若し之か眞實なりとせば Township of

Manchester の通常陪審員の中殆んど二十五パーセントは酒類賣買業に従事し居ることとなる。

(三三) 貴下は此 Township of Manchester と言ふことは何の地方を意味するやを告ぐることを得るや？
夫は Central Manchester の意味なりや？——予は之を告ぐることを得ず。

(三三) 夫はマンチェスターの中の一小部分のことなりや？——予は其登載せられ居れりと言ふ所の陪審員の數より推測してマンチェスター市の一小部分の地方のことなりと思ふ。

(議長) 予は此書面を作成したる人か同市の中の或一の町を取り此町より呼出されたる者か僅かに一名にして其者か偶々酒商人なる時は此比率は百パーセントとなり居たることなる可しと考ふ。

(三四) (Mr. Blackwell) 予は忌避の問題に付て貴下に質問せんと欲す。現在に於ては貴下の呼出す陪審員の數は種々なる事柄の發生したる場合に於ては結局不足する程度の少數なる可し？ 即ち例へば茲に四名乃至五名の被告を同時に審理するにせは之等の者は皆各別に夫々二十名宛を忌避し得るものなる可し？——忌避することを得。

(三五) 貴下は之等のことは全然豫算に入れず即ち貴下は斯くの如きことの生したる場合に備ふること無かる可し？——予は斯くの如きことの生する危険に備ふることをせず。

(三六) 左様なることか貴下の經驗にて之迄生したる例有りや？——生したること無し。予は未だ嘗て何等か含む所有りて數人を續け様に忌避すると言ふか如きことを見たること無し。

(三七) 貴下は未だ忌避の行はるることに依りて何等かの不都合或は支障を生したる例を聞きたること無しと言ふや？——然り無し。

(三八) 陪審員は何人にも一志を支拂つて陪審官となりたることの證明書を獲ることを得るものなる可し如何？——予は斯くの如き證明書を附與せず。予は時々陪審員より其者か陪審官となりたることの證明書を下附せんことを求めらるる之等の者に對して予は其者に對する陪審呼出狀か絶好の證明なることを告ぐるなり。

(三九) 予は陪審員は執行官代理の許に赴きて此證明書を貰ふことを得るものと信す？——予も之を爲すことを得るものと信す。

(四〇) 併し貴下は斯くの如き證明書を見たること有りや？——無し。

(四一) 貴下の知れる範圍内にては斯くの如きことは貴下の巡廻裁判區内にては行はれ居らざるや？——予は全然行はれすと迄は斷言するを憚る。予は斯くの如きことを聞きたる如き記憶も存す併し乍ら之は未だ規則と言ふ如き迄のものに非ず。

(議長) 態々出頭して種々の助言を與へられ誠に御苦勞なりき。

證人退出

第五日 千九百二十二年二月十五日（木曜日）

出席者 The Right Hon. Lord Mersey of Toxteth (Chairman)

Mr. E. R. H. Blackwell, C. B. Mr. R. S. Gwynne, M. P.

Mr. Tufnell Burrell. Mr. W. English Harrison, K. C.

Mr. Ellis W. Davis, M. P. The Right Hon. Henry Hobhouse.

Mr. W. T. Kennedy (Secretary)

證人 Master T. Wills Chitty 出頭訊問すること左の如し。

(三三) (Mr. English Harrison) 吾人は貴下が現在のマスターとせらるる以前に多大の歳月の間辯護士の職務に従事し普通法裁判所に於て誠に多くの仕事を行はれたるものなることを知るか如何？——然り。

(三三) 而して貴下は數年前に高等法院の普通法部のマスターに任せられ其方面に於ける法律事務に関する總ての事に於て多大の経験を積まれたりと知るか如何？——然り。

(三四) 予が貴下の證言（註）に於て見るに千八百七十三年のジュヰイケチュア・アクト及び最高裁判所規則（Rules of Supreme Court）が普通法裁判所に於て判事のみによる裁判を創始するに至りたれ共而も尙

陪審裁判も亦同裁判所に於ける裁判の様式として殘存し居れりと如何？——然り。

註 附録第五參照

(三五) 次に或種の事件に於ては上述の法律に依り陪審に依る裁判を命ずるの權が與へられ或種の特定の事件に於ては原告が陪審裁判を求むる絶對的の權利を有す？——然り。

(三六) 従つて或種の事件に於ては原告が陪審を請求せざる時は被告が陪審を請求するの權利を有す？——然り。

(三七) 特別陪審に關して貴下は吾人に原告は審理開始の通知と同時に通知を爲すことに依りて特別陪審を求むるの權利を有すと告げたり如何？——然り。

(三八) 被告の側に於ては特別陪審を求むると言ふ點に於ては如何なる權利ありや？——被告は原告の有すると全く同一の權利を有す。若し原告が其審理開始の通知に依りて特別陪審を請求せざる場合に於ては被告は裁判開始の通知に定められたる期日の六日前に特別陪審を請求し其當然の權利として特別陪審を命ずる所の命令を得ることを得。被告は定められたる期間内に通知を爲すことに依りて之を爲すことを得。其期間經過後も事實上は裁判所の命令を得るに依りて特別陪審を求むることを得。

(三九) 次に最高裁判所規則制定委員會は之等の規則を廢止すること無しに所謂サムモンズ、フォ、ツイレクションを殆んど大部分の事件に於て強制的に行はしむることとしたる所の現在命令第二十號（Order

(30) と稱せられ居る所の修正法を通過せしめたりと思ふか如何? — 然り。

(三三〇) 之は訴訟の極めて初めに於てのみ行ひ得る手續なることは吾人の良く知る所なるか如何? — 然り。

(三三一) 通常應訴狀 (appearance) の提出せられたる直後申立書 (pleading) の交付せらるる前なり? — 然り。

(三三二) 其命令は通常裁判の様式をも定むるものなりや? — 其命令には裁判の様式に關しても亦定むる所無かる可からず而して裁判の様式は此命令のみに依りて定むることを得るなり。

(三三三) 而して裁判の様式は訴訟手續の進行せざる極めて初期になさるる此命令に依りて確定せらるるや? — 然り、此命令を訴訟手續の初期に爲す可きことは千九百九年に定められたる其後の命令の結果に依る併し乍ら千八百九十七年に施行せられたる命令第三十號に序上の修正を加へたる結果は原告の權利即ち原告か其權利の實行を行はんとする陪審裁判に於て如何なる様式を求むるかに付ての權利は變更を加へられたり。舊規則は原告は陪審に付する裁判を求むる旨を通知す可しと規定せり。其當時迄は陪審裁判中の如何なる様式とするかと言ふ如きことに付ては何等の規定もなかりしこと明瞭なり。原告は單に『陪審を求む』と言ふ裁判開始の通知を又被告も單に『陪審を求む』と言ふ通知を爲すのみなりき。然る所千八百九十七年に新命令第三十號が裁判の様式はサムモンズ、フォア、ツイレクションに於てマスターに依り確

定せられざる可からずと規定したり之は勿論現在も猶廢止せられずして原告に此様式を通知に依りて定むる所の權利を與へ居れる所の舊規則と矛盾するものなり。併し乍ら斯くの如き規則が出來たるに拘らず訴訟準備手續に於ける指揮 (direction) は舊來と同様の主義に於て爲され或種の事件に於ては原告か之を請求し或は被告か之を請求する時は當然の權利として其請求を認めて居たり。次に千九百九年更に規則が制定せられ此の規則には裁判の様式はサムモン、フォア、ツイレクションの第一回の辯論に於て定めざる可からずと定めたり。之に依れば即ち兩當事者共事件か如何なる争となるか或は相手方か如何なる防禦方法を提出せんとし居るかをも全然知ることを得ず裁判所の前には兩當事者の二人の辯護人 (Counsel) が居り其辯護人は當事者の名前のみを知るに過ぎざる程度の訴訟の極めて初期に於て訴訟の審理を行ふ所の様式を決定せざる可からざるなり。

(三三四) 此程度の時期に之を定むることに貴下は反對せらるるや? — 予は規則に名文あるに拘はらず之に反對を許さるるものとせば之に大に反對するものなり。田舎の事件に於ては斯くの如きことは全く不可能事なり。時としては此サムモンズに於て兩當事者の辯護人か二人出頭す而して先づ原告に其請求原因は何なりやと問ふ時は其者は先づ訴狀 (pleading) を出して曰ふ『私の方は此訴狀に書止め居れり。此訴は break of promise の訴 libel 及び slander の訴にて又 break of contract を原因とするとも言ふことを得。兎に角予の知れることは全部にて此通りなり。』と。次に他の當事者の辯護人の方に向きて問へは

其者は言ふ『予は未だ全然事件の内容を知らず唯サムモンズ、フォア、ズイレクションに立會ふ可く命せられたるのみなり』と而して此程度の資料にて其裁判の様式を決定せざる可からざるなり。

(三三五) 此部分のサムモンズを更に之か決定の資料を獲る迄續行することは可能ならずや?——千九百九年に制定せられたる新命令第五十四號第三十二條の趣旨は出來得る限り訴訟の初期に此様式を定めて各事件を其各様式に應じて其事件簿に繰入る可しと言ふに有り。此事件簿は三有り特別陪審事件簿通常陪審事件簿非常陪審事件簿之なり而して前述の法條の趣旨は各訴訟に付出來得る限り初期に其事件を之等の三の事件簿の中の孰れかに繰入れんとするものなり。命令第五十四號の規定は其後に於て更に充分なる理由有る時は其様式を變更することと爲し居れり併し乍ら先月中に於て上訴裁判所は明かに判決して曰く若し一度裁判の様式を定めたる以上は上訴審に至らざる以上第一審に於ては其定められたる様式か即ち其裁判所に於ける審理の様式たる可きものにして其後に於て事件の争點が明瞭となると共に其最初に定めたる様式か適當ならざる様式と判明するに至る共當事者は更に費用を出して控訴して此様式に依る裁判を求めざる可からざるものなりと。大部分の事件に於て斯くの如き訴訟の初期に於て如何なる様式の裁判か果して適當なる裁判なるかを正確に定むると言ふことは事實上不可能事なり。

(三三六) 貴下は現在の制度は未だ訴訟の様式を定むるには早過ぎると言ふや?——然り予は左様に思ふ。斯くの如き制度とする時は多くの當事者は『左様先づ陪審を定めたる方が宜しかる可し』と言はざる可か

らざるに至る傾有り而して彼等は斯くの如き極めて訴訟の初期に於て陪審を變更に少しく事件を進行する時は彼等は多くは『吾人は此事件には陪審を必要とせず』と言ふに至るなり。之は全く豫め言ふことを得ざるなり。例へば事件が最も簡單なる爲替手形の事件なりとしても被告が抗辯を出して此手形は詐欺に因るものなりと抗辯せば茲に當事者は最初は判事のみ依る裁判を求め居たるに拘はらず忽ち變じて『此詐欺の點を陪審する爲めに吾人は陪審を望む』と言ふに至る可し。

(三三七) 然らば貴下は此點の救済方法として如何にすれば可なるか當委員會に提出す可き何等かの案有りや?——予は斯くの如く提議せんと欲す即ち假に此裁判の様式はサムモンズ、フォア、ズイレクションに於て定めしむることと爲し居りとするも少く共此ズイレクションを爲すことを其事件の争點は果して如何なる點なるかを知る迄或は大體其事件の明かになる迄延はすことを得るの餘地を與ふるを可とす。之に似たることは假へば訴訟の初期に於て其事件のソリシタアに與へたる報酬か更に後に至りて其事件の内容が明かとなるに及びては漸次正當ならざりしことか判明するに至りて之か爲めに多くの不都合を生ずるか如し。

(三三八) 貴下は此指令を更に參考資料が得らるる迄延はすの特別の採量權を與ふることは有用なることなりと思ふや?——斯くの如くするか然らざれば之等の指令は更に充分なる理由の存する時は何時にても變更し得るものと爲すを可とす。

(三三九) 貴下は被告事件の審理が將に開かれんとする直前の最終の期に至りて初めて通常陪審又は特別陪審を求むる旨の通知を出すものなることを見るや?——被告は訴訟を引延はさんか爲めに出來得る限り遅く例へは非常陪審事件に於ては當に公判開始の間際になりて初めて出頭して陪審を請求することは殆んど一般に慣習となり居れる所なり。現在に於てはキングス、ベンチ裁判所の事件簿が從來よりも餘程近代的とせられたるか爲めに斯くの如きことも以前程屢々生ぜざるに至りたり併し乍ら非陪審事件と陪審事件の進行の程度の間に可なりの差異ありたる舊時に於ては被告は出來得る丈遅く迄引延し明かに少くも二ヶ月位の延引を獲んか爲めに其最後の時に至りて陪審請求の權を行ふと言ふことは殆んど一般の慣習なりき。

(三四〇) 而して此時に更に新なる陪審事件簿に其事件を繰入れしめ之に因つて事件を引延さんとするものなりや?——然り之に依りて事件を延さんとする。勿論之に對しては自由採量の餘地を與ふるか或は被告が陪審を請求し得る權利の行使の時期を更に一層制限することに依りて之を防止することを得可し。

(三四一) 然らば貴下は出來得る限りは裁判の様式は一應之を定め置き而して更に必要なる時は之を變更し得ることと爲し居りとして此外に更に一つの新しい規定を設けんと欲するものなりや?——然り予は左様思ふ。少く共予は此點に關する二つの規則を矛盾せざるものとすることを要すと思ふ何となれば現在にては一方には原告に陪審を請求するの通知を爲すの權を與ふる法律存し又他方には原告か之を行ふこと能はざることを規定する法律か存するを以てなり。

(三四二) 之等の二の法規は明かに修正するを要すと言ふか?——然り。

(三四三) (議長) 現行の規定よりも一層可なりと思考せらるる所の法律案を貴下に起草を煩すは貴下に於て御迷惑なりや?——予は現行のものよりもより良きものなりなどと言ふを好まず何となれば之等の諸規則は皆勿論規則制定委員會の手に於て起草せられたるものにして決して惡しきものに非ず唯不都合なる點は後に作られたる新しき諸規則か時として過去に於て其點か如何になり居たるかを正確に考慮すること無くして制定せらるるか爲めに生したるものなるを以てなり。

(三四四) 貴下は此起草は欲せられざるものなる可し?——否若し予に此起草か命せられ且如何なる企劃に於て之を爲す可きかを告げらるる時は予は喜んで之か起草を爲す可し。其起草の如きは僅かなる時間にて足る可し。予は之は決して困難なる仕事とは思はず。

(議長) 諸君はマスター・チャイ氏に依頼して同氏か如何なる規則を設く可きものなりやと思はるるか其規則を吾人の爲めに書き示されんことを求むるは誠に望ましきことなりと思はるるかや?

(Mr. Hobhouse) 夫は大に吾人の助となる可し。

(議長) English Harrison 氏貴下は如何に御考になるや?

(Mr. English Harrison) 若しマスター・チャイ氏か之に應し下さるならば夫は誠に望ましく且多大の助となる可しと思ふ。

(三三) (議長) マスタア・チテイ、委員會の意嚮も同様なるもの如し。貴下は現行の諸規則の間には互に矛盾するもの有り又之等の矛盾の存せざる點に就ても又貴下の意見にては修正を要するものなることを指摘せられたり。予は若し貴下が現在存すると貴下の經驗に依りて考へらるる所の諸種の難點を解決し得ると思ふか如き規則(註)を起草せらるる時は吾人に取りては多大の助となる可し如何?——承知したり併し乍ら之等起草の基礎となる可き何等か大體の要領を示されたし。即ち例へば原告に通知に依りて陪審を求むるの權利を有せしむることとするや否やと言ふか如きは何人かに於て定めざる可からざる所なり。

(議長) 疑も無くイングリツシユ・ハリソン氏が貴下に對して事件を先づ判事の手に委すること無く原告に陪審を請求するの權を有せしむることに關して質問せらるるものと思ふ。

註 附録第六參照

(三四) (Mr. English Harrison) 其ことに關して貴下は如何に言はるるや? 貴下は總へての事件又は一定の特種の事件に於て孰れかの當事者に陪審を請求するの權を存置す可きものなりと考ふるや?——予は特定の事件に於てのみ之を存置せんと欲す。予は或事件にして陪審に附すること無しに審理することに判事が反對するものありと思ふ。

(三五) 其事件とは恐らく文書誹毀事件の如きものを言はるるなる可し?——予の言へる事件は文書誹毀

約束破棄事件等なり。

(三六) (議長) 又詐欺も有る可し?——詐欺、人格問題に關係有る詐欺事件なり。

(三七) (Mr. English Harrison) 婦女誘惑も然る可し?——恐らく然る可し。

(三八) 又死傷事件にして損害額を定めざる可からざる事件にては其損害額を如何なる程度に定むるを正當とするかに付て極めて厄介なる問題を生ず。先日も又斯くの如き事件有りたり。貴下は此種の事件をも又其中に加へんとするものなりや? 予は貴下の之等の死傷事件に於ても其損害額は陪審の決定に委せんとせらるるものなる可し?——然り。

(三九) 之等の特に全部舉示せず共陪審請求の絶對的權利を存置せんことを欲する所の多數の種類的事件有る可し?——然り予は或事件に於ては之を存置せんと欲す。

(四〇) 次に他の種類の事件に關しては貴下は陪審に附するや否やを判事或はマスタアの採量に委ねんと欲するや?——然り。

(四一) 無論其事件の總へての事件を種々に考慮して之を定めしむるや?——然り何となれば貴下も知らるる通り事件の真相を明かにせんか爲めに非ずして寧ろ地方的の偏見を利用せんことを唯一の目的として陪審か請求せられたること明瞭なる如き事件極めて多ければなり。例へば金貸の事件を例とせん。金貸より訴へられたる被告は勿論常に陪審を請求す何となれば彼等は陪審は彼等に味方するものと思ふるを以て

なり而して之等の地方的の偏見の加はる事件は之を陪審に附せざることとせざる可からず。

(三四) 勿論之等は現在必ずしも少しとせざるものなる可し?——然り之等は現在も決して稀なることに非ず。

(三五) 特別陪審と通常陪審との區別に關して貴下は訴訟の當事者か一は特別陪審にて一は通常陪審に依りて其事件は審理せらる可きなりと考へ居れる事件は處理するに際して之を如何なる方法に依りて特別陪審或は通常陪審事件に區別せんとするや?——若し特別陪審及び通常陪審の區別を將來に於ても猶存續するものとせば予は其孰れの陪審にす可きかを定むるは裁判所の自由裁量に任するを可とすと考ふ。

(三五) マスタア或は判事の自由裁量に委す可しと言ふ意なりや?——然り。

(三六) 然らば貴下は當事者に『予は陪審を望む而して予は特別陪審を欲す』と言ふか如きことを言ふ絶對的の權利を與へざることを欲するや? 即ち貴下は『汝等は陪審を求むるの絶對的の權利を有す併し乍ら予か特別陪審を許すや否やは全く予の自由裁量に因る』と言はんと欲するや?——然り。

(三七) 貴下は今日の倫敦に於ては通常陪審と特別陪審との間に多くは差異有りと思はるるや?——否予は倫敦に於ては特別陪審と通常陪審との間に多くの差異無しと思ふ。

(三八) 其説は勿論田舎に於て經驗する所は倫敦に於けるものとは全く異なるものなるを以て單に倫敦のみに就てのものなる可し?——予は先づ左様なりと思ふ。予は田舎の地方の陪審に關しての經驗はリイズス

及びニューキャッスルと言ふか如き比較的繁華なる土地を除きては他に之無し而して之等の地方に於ては此兩者間の差異左迄大ならざりき。併し乍ら田舎の地方に於ては誠に奇妙奇體なるものを獲ること有る可し。予は數年以前にヨックに於て船に關する事件か農民より成る陪審に依りて審理せられたることを記憶す。其陪審員の中には百姓に非ず或は農業に従事せざる所の者は只の一人も存せざりき而して其事件たるや備船契約に關する極めて困難なる事實問題を有する事件なりしなり。

(三九) 夫は極めて異例なる事例なりと思ふか如何?——恐らく異例と言ふ可し。併し乍ら之等は若し自由裁量權か與へられ居るとせば確かに陪審を命すること無くヨックの裁判所に於ては裁判せざることと定む可き事件なりと思ふ。

(Mr. English Harrison) 其事件を特にヨックに移送したるに就ては何か特別の理由有りたるものなる可しと思ふ。

(四〇) (Mr. Hobhouse) 夫はヨックの特別陪審なりしや?——然り其事件は三日間繼續したり。

(四一) (議長) 其陪審は恐らくヒュウル其他の地方より來りたるものなりしなる可し?——然り夫はヒュウルより來りたるものなりぬ。

(四二) (Mr. English Harrison) 若し此事件か審理せられんとし居れることか假に豫め知られ居たりとするもヒュウルの近傍より特別陪審員を呼出すことを防止することは能はざりしなる可し?——遺憾乍ら予

はヨウクに於ては如何にして陪審員を呼出すものなりや又其陪審員が孰れの地方より撰はれたるものなりやは全く之を知らず。

(三六) 貴下は被告の通常陪審又は特別陪審を請求するの権利に特別陪審か呼出され居るや或は呼出され居らざるやか確實ならざる所の巡廻裁判の行はるる都市に於ては一定の制限を附せんことを提議せんとは思はれずや? 之は何人かに付て質問せられざる可からざる事項なり。屢々生することなるか巡廻裁判の初日の始まる直前になりて初めて被告が出頭して『自分は通常陪審或は特別陪審を求む』と言ふこと有り而して遠き巡廻裁判開廷市に於て如何なる次第となり居るかを知ること無しに倫敦に於て一體其巡廻裁判には陪審事件か懸り居れるや否やを知ることとは困難なり。若し之を陪審に附する旨の命令を爲し斯くの如き晚き時期に於て其事件を或特定の地方の陪審事件簿に繰入ることとなし然る後に至りて執行官か陪審員を呼出し居らざることを見出す時は誠に不都合なる結果となる可し。言ひ換ふれば巡廻裁判事件に於ては予は如何なる場合にて執行官に其特定の地方の爲めに陪審員を呼出す可き通知を爲し且つ之を呼出す爲めに充分なる丈の時日の存する間に於て爲すに非されは孰れの當事者と雖も裁判所に來りて『吾人は陪審を求む』と言ふ権利を有せしめざることを提議せん。

(三五) 次に貴下は例へはウエルズブルとかウエルシュとか言ふ如き田舎の町に一の事件か非陪審事件として事件簿に有る場合之等の事件か巡廻裁判の初まる日の六日乃至八日位前に至りて陪審事件と變り之

か爲めに少からざる不都合を生ずること有るを見らるや? — 然り。

(三六) 然らば貴下は此時期は適當なる通告を爲し得る如き程度迄に引延はす可しと提議せんとするや? — 然り之を爲さんとするものは巡廻裁判の初まる前二十日乃至二十一日或は此程度の相當なる時日以前に出頭することを要することとし然らざる時は陪審請求の權を失ふこととす可きなり。

(三七) 斯くする時は勿論之か爲めに巡廻裁判區の吏員も其事件の幾何位の時間を要するやと言ふこと其他のことを知るの材料を獲ることを得て大なる便宜を得可し? — 然り。

(Mr. English Harrison) 之等の町の或ものに巡廻して行つて初めて其一週間位前に突然四五日も要する事件か事件簿の中に入れられ居ることを發見したることは予の經驗にも之有りたり。予が嘗てウエルズブルの巡廻裁判に赴きたる時に斯くの如きこと有りたり。而して巡廻裁判の開廷日としては僅かに三日間か割當てられ居たり。爲めに予は事件を行はずして引返さざる可からず總へての人々か多大の不都合を蒙りたること有りたり。

(議長) 然り斯くの如きことか一つ生ずると全巡廻裁判區に狂を生せしむ。

(Mr. English Harrison) 然り。予は數時間審理したる後公判を續行して他の巡廻裁判を終へたる後更に再び同地に赴き其裁判を終りたり。マスター・チャイ、貴下が曩に證言として提出し居たる所のもの之にて終りたり。

(三六) (Mr. Hobhouse) 予は貴下の意見にては倫敦に於ては特別陪審員と通常陪審員との間には大なる差等無しとの考なりと承るか如何？——夫は予の感したる所なり。予は敢て此ことを強いて權威有ることの如く主張せんとするものに非す何となれば予は既に十年間マスターたり予か法律事務を行ひ居たる時代より可なりの年月を閲し居れるを以てなり。併し乍ら以上は予か辯護事務を行ひ居たる昔に於ては確かに然りしなり即ち當時に於ては特別陪審員と通常陪審員との間には大したる差等無かりき。事實に於ても屢々通常陪審員にして特別陪審員と更に異ならず否實際は之に優れる者有るを見る可し。

(三六) 現在にても猶或特殊の事件例へは商事件の如きを審理せしめんか爲めに比較的優秀なる陪審員よりなる特別陪審員を選定の方法か或は其他何等かの方法に依りて獲ること可能なりや？——之は現在現に行はれ居る所の方法に依りて爲すを得、即ち倫敦の陪審を取れば可なり。商事件簿の事件は現今は倫敦の陪審に依りて裁判せられ居れり。

(三七) 貴下は倫敦市の陪審のことを言ふや？——然り倫敦市の陪審のことなり。

(三七) 同所にては他と異りたる陪審員を獲らるるや？——同市にては比較的優秀なる陪審員を獲らるると予は信す。大商人或は之に類する種類の者を獲ることを得。

(三七) (議長) 現在其種の事件は一年に幾何位裁判せらるるや？——予は正確なる所を言ふこと能はず併し乍ら左程多數には非ざるものと想像す。

(三三) 貴下は四件位有りと思ふや？——予は其位と想像す。

(Mr. English Harrison) 左様夫よりも多し。

(證人) 勿論往年ギールド・ホウルにて裁判の行はれたる時代には倫敦にも通常陪審及び特別陪審か有りたり。然るにギールド・ホウルに於ける裁判か止めらるるに至りて極めて稀なる少數の事件以外には一時倫敦の陪審員を呼出すことは止められたり。倫敦の事件簿には恐らく一年に六件位しか無かりき。

(議長) 或判事——夫は多分判事はミルトン氏なりと思ふか誰なるか確かならざるか——或判事は予に現在倫敦に於て審理せらるる陪審事件は六件を超えずと告げたり。

(Mr. Burchell) 高等法院に於けることなるや？

(議長) 然り。

(Mr. Burchell) 夫は其通りなり。

(三三) (Mr. Ellis W. Davies) 夫は倫敦に於て請求原因たる事實か生したる事件のみに限りて言ふや？——否、商事件簿に登載せらるる事件全部なり。之等の特定の事件には特別の事件簿有り即ち商事件簿と言ひ備船契約、船荷證券其他之に類する問題を包含する事件之に屬す。

(三五) 併し乍ら假に文書誹毀事件か倫敦に於て陪審に附せられたりとし此誹毀の文書かバアミンガムに於て發行せられたるものとせば其當事者は倫敦市の陪審員よりなる陪審を獲ることを得るものなりや？——

—實際は獲られず。

(三七) 予は出來得ざるものと思ふか如何? — 現在は出來ず。

(三七) 予は之は商事事件以外に於ては倫敦市内に於て其請求原因たる事實が發生したる事件のみに限らるるものと思ふ? — 然り斯くの如きものは現在は極めて稀なり。事實上予の知れる範圍内にては現在商事事件を別としては如何なる事件と雖も倫敦の事件簿に登載せらるるか如きこと有ること無し。

(議長) 夫は正しと思ふ。

(三六) (Mr. Ellis W. Davies) 四年か五年前に文書誹毀事件か一件有りたり? — 然り近年に二件程有りたり、併し乍ら吾人の取扱の慣習としては吾人は商事事件簿に入れらる可きもの以外にては倫敦の事件簿に事件を入るるか如きこと無し。

(三七) (Mr. Hobhouse) 之等の商事事件を別としては之等特別陪審と通常陪審との差別を今後も存続す可き何等かの重大なる利益有りや? — 予自身はミツヅルセックスに於ては何等利益有りとは考へず。

(三八) 貴下は此ことは田舎に於ては多少異なれりと考ふるや? — 予は此ことは田舎に於ては多少之と異なるやとも考ふ。併し予は敢て斯くの如きことを云々する丈の智識有りと自ら任するものに非ず。

(三九) 予は何故に田舎に於ては倫敦に於けるよりも一層大なる差異か特別陪審と通常陪審との間に存するやを未だ充分に知るを得ざるなり? — 予は田舎にては比較的優秀なる者を獲ることを得へしと思ふ。

田舎に於ては特別陪審員には地主 (squire) 又は此程度の階級の者を獲可く通常陪審員には之等よりも多少貧乏なる階級の商賣人を獲可し。

(Mr. Hobhouse) 倫敦の或地方例へは West End の如きに於ても比較的良き階級の特別陪審員を獲ることを得可しと思ふ。

(Mr. Burchell) 予はウェップ氏の證言か倫敦に於ては何故に特別陪審員か貧困なる階級の者より成るかに付て述へ居たりと思ふ。

(Mr. Hobhouse) 吾人は酒類販賣業者の場合を聞きたり。

(Mr. Burchell) 其外の小商人の場合も有り。予は其證言は比較的優良なる階級の者は一年百磅以下の家屋に住居し爲めに特別陪審員に比較的優良なる階級の者を獲ること能はずと言ひたりと思ふ。

(四〇) (Mr. Hobhouse) 恐らく貴下は此資格要件の改正に關しては吾人に何等かの提案を爲す可き準備を有し居らざる可し? — 然り夫は予が多くを言ふ可き資格を有せざる點なり。

(四一) (Mr. Burchell) 予は如何なる時期に陪審員に評決を爲すことを命し或は陪審員か評決を行ふ可きことを定む可きかと言ふ問題に關して貴下は何等かの定見を有せらるるや否やを聞かんと欲す。貴下は之は原被告の申立手續 (pleadings) の終りたる後に直ちに行ふ可しと提議するや? — 然り予は申立の陳述後に直ちに行ふこととせんと欲す。若し此申立手續の無き場合は判断せらる可き争點か明かとなり兩當事

者か如何なる點か判断せらる可き點なりやを知るに至りたる後に直ちに之を爲すこととせんと欲す、申立手續無き場合と言ふ譯は現在に於ては例へば勅令第十四號に依る事件の如く申立手續なるもの無く此申立手續を行はざることを得る事件有るを以てなり。

(三六) 貴下は陪審員を拘束して滯留を命ずることに賛成せらるや？——予は或特種の事件の場合には之を行ふを良しとすと考ふ。

(三五) 而して貴下は政治的の文書誹毀口頭誹毀の事件に於ては又之と同様に兩當事者に陪審員中の或者か陪審官たることを除外するの権利を保存せしむるを可とすとこの意見なりや？——予は此點は慎重に考慮せずして輕卒に論斷するを許さざる點なりと思ふ。之は誠に困難なる問題なり。之等の政治的誹毀事件に於ては先づ一體之等の事件を其當事者の居住する土地或は其事件か通常の管轄を有する土地に於て裁判することを許さざる可きものなりや否やの問題を良く極めざる可からず何となれば斯くの如き地方にては其事件に對する一般人の偏見有るを以てなり。

(三六) (Mr. Ellis W. Davis) 貴下はミッツルセックスに於ては特別陪審と通常陪審との區別を存続するも何等大したる利益有りとは思はずと言はれたり。夫は貴下の陳述したる所なり然る可し？——然り夫か予の感したる所なり。

(三七) 貴下は若し通常陪審員の税額上の資格に關して現在よりも低き標準を採用することとせば甚たし

き不利益を來すと考ふるや？——予一個の考にては此標準を低下す可きに非すと考ふ。

(三八) バアチエル氏の言はれたる問題政治上の誹毀事件を例として考へん。例へば其事件か労働爭議或は之等の爭議に依り生せしめられたる損害の問題を包含するものとし勿論實際に於て多く然るか如く其當事者か自己と同一の階級の者に依りて陪審せらるるの権利を有するものと假定せば特別陪審員なるものを特に設くることは之等の者に其同僚より成る所の陪審を獲せしむる所以とならずや？——若し此名簿を合一して特別陪審と通常陪審との區別を設けざることとせば貴下の今述へたるか如き種類の事件に於ても比較的公平なる陪審員を得るの機會多きに至る可し。

(三九) 貴下は更に一步を進めて之等の審判を公平ならしむる爲めに夫以上に進んで力説せんと思はれざるや？ 即ち予か思ふに此種の事件は益々多數となり來り居れり而して労働爭議法の制定せられたる所より考ふる時は近き將來に於て更に一層多きを加ふるに至る可し。貴下は若し現在の課税評價額上の資格要件を低下する時は之等の事件の審判を公平ならしむることに於て大なる改善となるかは考へずや？——特別陪審と通常陪審との別を存続することとして然言はるるや？

(四〇) 予は其點に關しては格別考慮し居らず。予は其點に關しては貴下の意見に賛成なり。予は田舎の地方にても亦都會に於ても之か區別を存置することに多大の利益有りとは考へず。併し乍ら若し予の言ふ所を明かにすることを許さるとせば予の問題とする所の要點は寧ろ此ことなり。即ち當事者は自己と

同一の階級の者よりなる陪審に依りて取調へらるるの権利有りやと言ふことなり？——兩當事者双方共
か？

(三九二) 其通りなり。現在の如き状態の下に於て貴下は或裁判所に引出されたる當事者は吾人か通常陪審に於ての資格要件を現在通りのものとするとして果して自己と同一の階級の者に依りて審判せらるるものと言ひ得ると思ふや？——予は唯今は特別陪審に關してよりも寧ろ主として通常陪審に關して論じ居れるなり？——或意味に於ては然りと言ふ可く他の意味に於ては然らずと言ふ可し。何となれば若し考慮せらる可き者か唯一人なりとせば予は唯一の注意す可き點は多くは其者に利益の判定を爲す可き所の其者と全く同僚の階級の者より陪審員を選定すると言ふことのみにて足ると思へばなり。併し乍ら之等の者と同様に又他の側の者のことをも考へざる可からざるなり。

(三九三) 確かに其通りなり。併し乍ら例へは孰れかの州の或町に於ける中流階級の陪審員を例に引かん。予は政治上の問題に於て貴下の私の意見を明示せんことを望むものに非ず併し乍ら斯くの如き場合に於て多くの場合必ずや労働者に對して偏見か存するものに非ずやと言ふことを問ひ度し如何？——予は其孰れなりや知らず予の経験は大して大なるものに非ず。

(三九四) (議長) 貴下は陪審に附したる審判に於て多くの経験を有し或は嘗て之を有したること有らば其経験を想起することを得るや？——予は嘗て陪審に附したる審判の多くに於て経験有り。

(三九五) 予も亦経験有り。貴下は其中にて貧困なる原告に對して偏頗の意見を有する陪審を見たる経験有りや？

(Mr. Ellis W. Davies) 其質問の前に閣下予か出し置きたる質問に對する答を聞き度く思ふか如何？

(議長) 予は貴下の質問も之と同一なりしと思ふ。

(Mr. Ellis W. Davies) 否、同一ならず。

(三九六) (議長) 予の質問に答へられ度し？ 貴下は貴下の経験よりして陪審員は貧困なる原告に對して偏頗なる意見を有するものなりや否やの問題に付何等かの見解を獲ることを得たるや？——否決して偏見を有するものに非ず。

(三九七) 寧ろ其偏見は他の異りたるものなることか事實に非ずや？——夫は予も丁度申述べんとし居たることなるか若し何等かの偏見か存するものと思へば夫は貧民に對するものに非ずして寧ろ他の者に對するものなり。

(三九八) (Mr. Ellis W. Davies) 所て予の曩の質問に立歸つて尋ね度し？ 予か貴下に質問したる所は次の如し、貴下は現今の狀態の下に於て英蘭土に於て例へは其雇傭主と争ひつつ有る所の労働者等は自個と同一の階級の者よりなる陪審或は少く共半分は自分の屬する階級より他の半分は中流の下に屬する階級より選はるると言ふ程度の陪審より審判せらるると言ふか如きことを得る地位に有りと思ふや？——予は夫

は之と同一の階級の者とは如何なる者を意味するやに依りて定まる問題と思ふ。若し之等の者が自分等よりも僅かに少し許り高き階級に屬する商人等に依りて陪審せらるるとせば或意味に於て彼は自己と同等の階級の者の審判を受けずと言ふを得可し併し乍ら之は唯同等の階級の意味の見解如何に依るのみ。

(三九六) 勿論予は議長閣下の問はれたるか如き貴下か實際の實例を知れるや否やと言ふことは問題にせざりき。之は純然たる意見の問題にして吾人か總へての場合に於ける實際を知れるものとするも猶意見を異にすること有り得可き問題なり。此故に予は貴下に對して此點の質問を爲さざりしなり。次に貴下は商事事件以外に於ても倫敦市陪審を請求するの權利を存続するを可とすとの意見なりや?——否予は商事事件に於ける場合以外に於ては特に倫敦市陪審を設くる何等の利益有りと考へざるなり併し乍ら商事事件に於ては之は大なる利益有りと思ふ何となれば之に依りて裁判所は斯くせざる時は到底擧ぐることを得ざる所の成果を收むることを得るものなるを以てなり。

(三九七) 然らば貴下の意見は特別陪審を存続すとせば之を商事事件のみに限定す可しと言ふに有りと承りて可なりや?——否予は左様なることは申述へす。予は貴下は以上は倫敦市陪審に付て質問せられたるものと考へ居れり。

(三九八) 其通り倫敦市陪審に付て聞きたるなり併し乍ら之は夫とは全く別個のことなり。予は貴下の意見にてはミツヅルセックスに於ては特別陪審と通常陪審との區別を設くる何等の利益無しと承りたり、予は

貴下の言葉を正確に解釋して誤り無きものと思ふ。予は努めて貴下の言はれたることを正しく解せんと欲するものなるか如何?——否予はミツヅルセックスに關する限に於ては特別陪審と通常陪審とは之を合一しても可なりと思ふものなり。

(三九九) 予の貴下か言はれたると考へたることも其通りなり。其言葉の通りならば予は貴下は特別陪審を全然無くすることは之を欲せず商事事件の爲めに之を存置するを可とすと考へらるるものと思ひて可なりや?——予は倫敦市特別陪審は一種特別の地位に立つものにして貿易取引の實際に關する智識を有する陪審員を必要とするか如き大商事事件に於ては之を大商人或は之に準する所の者を陪審員として獲ることを得る倫敦市陪審を以て陪審せしむることを得るは極めて利益なることと考ふるなり。

(四〇〇) 貴下は特別陪審は比較的大都市の商事事件に於ては假へ夫か倫敦に限らず地方の場合なりとするも又之と同様に價值有ることなりと提議せんと欲するや?——予は其問題に對して答ふるには不適當なりと思ふ何となれば予は地方の特別陪審通常陪審の構成に關する實際に付ては充分知る所無きを以てなり。即ち予は予の屢々赴きたるニュウキャッスル及びリイドと言ふか如き恐らくは例外的の場合に屬す可き大なる地方以外の地方に付ては充分の經驗無きなり。

(四〇一) (Mr. Blackwell) 貴下の經驗にては陪審か所謂古式に依る選定法にて陪審員を指名して其者を除外する方法を以て構成せられたる實例は幾回位有りや?——極く極く少し。

(Mr. Blackwell) 最後に見たるは何時頃なりじや？

(二四四) (議長) 貴下は斯くの如き實例有りたることを記憶するや？ 予には記憶無し？——予が十年前よりマスターとなりて以來未だ斯くの如き實例有りたるを記憶せず。

(二四五) 貴下か辯護士を爲し居たる間に於て如何？——確かなる記憶無し。一度嘗て斯くの如きことを見る様なる漠然たる記憶有るか如き氣持もす。

(議長) イングリッシュ・ハリソン氏貴下は斯くの如き實例の記憶有りや？

(Mr. English Harrison) 予も記憶を喚起して見たるも左様なること無しと思ふ。

(議長) 予も斯くの如き記憶無し。

(證人) 予は斯くの如きことの漠然たる記憶有りと言ふのは北部の地方にて或辯護士が古式に依り選定を主張したること有りたるか如く記憶すればなり。併し乍ら若し斯くの如きことを實際に経験したりとするも之か唯一度多く共二度位に過ぎず。

(Mr. English Harrison) 斯くの如きことは倫敦に於てよりも寧ろ田舎の巡廻裁判に於て起り相なることなり。

(證人) 予は倫敦に於ては一つも斯くの如き實例を聞きたること無し唯北部地方にて一回有りたる如き記憶有る様に思はるるなり。

(Mr. English Harrison) 予は田舎の地方の事件には多くの経験を有せざるなり。

(議長) 予は予の巡廻し居たる地方にては一回も記憶無し。

(二四六) (Mr. Hobhouse) 當事者は若し之を欲する時は古式に依りて陪審を選定せしむるの絶対的の權利を有するものなりや？——予は然りと思ふ。

(議長) 予は當事者は絶対的の權利を有するものと思ふ。

(Mr. Hobhouse) 如何なる種類の事件に於ても然るや？

(Mr. Ellis W. Davies) 夫は“may”なる文字の解釋の問題なり『判事は適當なりと認めたる時は特別陪審を現在行はれ居るか如き方法に依りて選定す可きことを命ずるを得 (the judge may order)』

(議長) 夫は何の條文なりや？

(Mr. Ellis W. Davies) 之は千八百七十年陪審法第十七條なり。

(議長) 其條文を朗讀せられ度し。

(Mr. Ellis W. Davies) 『現在倫敦及びミッドルセックスに於て行はれ居れる特別陪審員を指名し一定数の者を減し行くの方法に依る選定は前記裁判所の孰れの事件に於ても今後之を行ふことを廢止す可し但し前記上級裁判所又は右裁判所の判事に於て適當なりと認めたる時は特別陪審員を現在行はれ居るか如き方法に依りて選定す可きことを命ずるを得。此命令の有りたる時は其特定の事件の爲めの陪審員の選定及び

パネルの編成は其命令の定めたる所に依る』

(二四七) (議長) 予は貴下に二三の質問を試みんと欲す。或種の階級の人々の間には予の承知する所に依れば雇傭者を相手取りて訴を起す労働者或は例へば鐵道事故等に依りて蒙りたる損害の賠償を求むる訴を提起せる貧民は通常陪審に依りては(譯者曰、特別陪審の間違?) 正當なる正義の判定を與へられずとの感情を抱く者有り。果して然るや?——然り左様なることの言はるるを聞くこと有り。

(二四八) 而して之等の事件に於ては通常特別陪審を求むる者は被告なることか事實なる可し如何?——然り唯一の例外以外に於ては。

(二四九) 其例外の場合とは何か?——一時之等の事件は或特定の裁判所即ち高等法院に來りたること有りたり而して之等の場合に被告たる倫敦乘合自動車會社或は其他の鐵道會社は特別陪審を求むることを止めたり併し之等の場合以外に於ては仰の通りなり。

(二五〇) 之等の場合何故特別陪審を請求することを止めたるか其理由は彼等は其經驗に依りて特別陪審か原告の請求原因を認定する時は通常陪審よりも甚たく多額の損害額を認むる傾向有ることを發見するに至りたることなりと思ふ如何?——然り特別陪審は損害額を多額に見積る。

(二五一) 夫か特別陪審を請求せざる理由なる可し?——然り夫か其理由なり。

(Mr. English Harrison) 夫か多くの理由の中の一を成すなり。

(二五二) (議長) 予は此外に如何なる理由有りやを知らず?——兎に角夫は實際上の結果なりしなり。彼等の見出したる結果は疑もなく特別陪審は通常陪審よりも多額の損害額を認むとの事實なりしなり。

(二五三) 彼等か通常陪審に依る審判を求めたる理由他に何等か有りや?——夫は一寸困難なる問なり。予は夫に多少陪審員の如何と言ふこと以外に判事の如何か其原因を爲し居たるものと思ふ。

(二五四) 判事の如何に因ると言ふか?——然り彼等は或判事は陪審員をし……。

(二五五) 其問題の穿鑿は止めにし可し夫は差しをを生ずる問題となること有る可し。貴下は此貧民階級の間に於ける特別陪審に依りては通常陪審に依りて獲らるると同等の正しき判定を得ること能はずとの感を一掃することか望まじきことなりと考ふるや?——確かに然り。

(二五六) 特別陪審と通常陪審との區別を廢止すれば之は無くせらるるに非ずや——明かに無くせらるるに至る可し?——然り。

(二五七) 倫敦には大體に於て言へば此兩者の間に素質に於て大したる差等無しと貴下は考ふるや? 倫敦と予の言へるはミッツルセックスのことなり如何?——然り大體に付て言へば予は其差等は極めて小なりと言ふを得可し。

(二五八) 斯るか故に此區別を廢止するも實際上は現在特別陪審に依りて獲らるると全く同一程度の審判を獲ることを得可し?——然り同様の程度のものを得ることを得可し。

(二四九) 次に反對に今度は富裕なる被告、或は之か雇傭者たり或は鐵道會社たり其他如何なる者にてても之等富裕なる被告の側にてても通常陪審に依りては充分偏頗なく正しき判定を獲ること能はずと考ふると言ふ悲しむ可き事柄か——勿論予は果して之か實際有るものなりや否は之を知らずと雖も——生すること有り得可し。予は若し斯くの如きか存するものとせば宜しく之を除くを可とすと思ふか如何?——然り。

(二五〇) 貴下の意見は如何? 貴下は之等特別陪審と通常陪審との間の區別を無くして以て或事件を之等の陪審の中孰れの陪審をして審判せしむるかと言ふか如き點に關する争を無くするを可とす考へらるるや?——勿論予は此特定の問題に關して特に専門的に研究したる者として兎角の論斷を敢てせんとする者に非ず併し乍ら予の皮相なる見解は大體に於て商事事件の爲に倫敦市特別陪審を存續することとせば其他の特別陪審及び通常陪審の區別は之を撤廢するも現在より一層良き審判は期し得ずとするも少くも現在に於けると同一程度の審判は獲らる可しと言ふに有り。

(二五一) 貴下は唯今如何なる場合にてても或種の事件にては或特定の事件を陪審の評議に付して裁判す可きや否を判事をして定めしむるを可とすと思ふと言はれ又同様に現在當事者の陪審を請求する權利を其儘存置するを可とする或種の事件有りと言はれたりと思ふか如何?——然り少く共現在にては然り。

(二五二) 貴下は判事は之を適當とする事件は陪審の評議に付することに注意し又實際必ず之を行ふ可き者なるを以て之に信賴して陪審に付するの命令は常に判事の自由裁量に一任することとするを可とすとは考

へすや? 予か斯くの如きことを言ふ理由は次の如し。若し當事者に陪審請求の權利を與ふ可き事件を其事件の種類に依りて列擧することならば勢ひ其中には全然陪審を必要とせざるか如き事件か包含せらるることとなること有る可し。例へは同じ爲替手形に依る訴にても或訴訟は全く簡單なるもの有る可く或場合には詐欺の問題か争となるもの有る可し。予の見解にては右の中一は全く陪審の評議に附すること無くして裁判するを適當とするに反し一は恐らく詐欺の争點に關して陪審の評議に附するを適當とするものなりと思ふ。貴下は之等の事件に於て之を定むることを判事の裁量に一任して可なりと思はすや?——總ての事件に於てか?

(二五三) 然り總ての事件に於てなり?——予は然く可なりと答へんと欲す併し乍ら予は吾人の如き専門家以外の一般人か果して之を以て満足するや否やを疑はざるを得ず。

(二五四) 恐らく満足せざる可し。予の言ふ所は次の如し。即ち予の考ふるには訴訟か進行して當事者か如何なる點か裁判せらる可き争點なるかを了解する程度に至りたる場合此程度に於て判事をして其事件は陪審の評議に附す可きものなりや否やを定めしむるは最も良き決定者なる可しと思ふか如何?——然り多少にても據る可き何等かの規則か定めらるるとせば然り。

(二五五) 其規則は慣習に依りて自ら定めらると思ふか如何?——然り。

(二五六) 貴下は州裁判所に付ての經驗を有せらるるや?——否多く有せず最近の經驗は全然無し過去に於

ても多く経験したること無し。

(二四七) 然らば其點に關する質問は爲さざる可し。貴下は上院(最高裁判所)に於ける損害賠償に關する「Walt v. Walt」事件のことを記憶せられ居れりや? 予は貴下の記憶を喚起する爲めに大要を述べん。同事件は文書誹毀の事件にして莫大の損害賠償か原告に與へられたり而して其事件は損害額の問題に付て控訴裁判所に控訴か繫屬したり而して控訴裁判所はロウド・エツシヤアに依りて始められたる慣習なりと予は思ふか其慣習に従ひて第一審にて勝訴したる原告に對し『若し其方に於て陪審の評決したる損害の額を削ることに同意せざるに於ては當裁判所は本件に付更に新しき審理を命す可し』と言ひたり。所か此ことに對して上院に上告か提起せられたり而して上院は控訴裁判所は斯くの如き命令を爲すの權限を有せずと裁判したり。扱て予は此ことに關して貴下に質問したし。貴下は控訴裁判所か斯くの如き方法にて其事件か再審理の爲めに差戻されて再度陪審員の時間を費すことなることを防止するの權を有するは良きことにして陪審員の利益なりと考へらるるや? 然り予は確かに其通りなりと言はんを欲す。

(二四六) 貴下は此慣習は法律上は許すべからざることなりとするも而も良きことなりと思ふや? 然り何となれば之に依りて多くの事件は大部分事實上の解決に導かるものなるを以てなり。

(二四九) 而も猶多大の費用を節することをも得るや? 然り予は其事件の名前は之を記憶せず而し乍ら其事件の内容は良く記憶し居れり。

(二四〇) (Mr. English Harrison) 貴下か多年辯護士として経験を有せられたる結果よりして貧民階級の者は現在の制度の下に於ては正義に均霑すること能はずとの主張には果して之を正當とするもの有りや否やに付て何等かの見解を立てられたること有りや? 予は何等正當なる理由を見ず。

(二四三) 貴下は貴下の閱歷の初期に於ては確かに若し何等かの偏頗の行はるるもの有りとせば夫は總へて貧民に味方するものにして富者に對するものなりとのことを發見せられたるものと思ふか斯ることを發見したることなきや? 然り確かに會社の事件の如きものに於ては特に其強きもの有るを見たり。

(二四三) 而して此謂はは偏頗と言ふものに多少の變化か有り比較的貧困なる者か比較的富裕なる會社を訴へ居るか如き場合には其偏頗の度も他の場合と其程度の同しからざるもの有るを發見せられたりや? 勿論予は最近の十年の間には斯くの如きものを多く見たること無し従つて予は其偏頗の程度と言ふ如きものに付て語ることを得ず併し乍ら自動車の轢倒し事件とか鐵道事故の事件とか乗合自動車の事故の事件に於ては確かに原告に味方する偏見は極めて強きもの有りたり。予か之を偏見と言ふは恐らく誤れるものなるへけれ共少くも原告の肩を持ち原告に同情する程度は可成強し。

(二四三) (Mr. Ellis W. Davies) 予は其點に付て一つ尋ね度し。貴下は例へば勞働者か其雇傭者より勞働爭議或は損害賠償に因る訴を提起せられたる如き事件の場合に於ても猶同様に會社に對する偏見か有りと言ふ前述の如き意見か其儘適用せらるると言はるるものと聞ゆるか如何? 予は陪審か貴下か以て不正

なりと言ふか如き程度の裁判を行ふものには非すと釋明せざるへからず。

(四三) 唯今は左様な點を言ひ居れるに非ず。陪審か果して不正を行ふや否やと言ふことは問題の要點に非ず。陪審か之を行ふの可能性有りや否やと言ふか問題なり。予は貴下の議長に對する答辯は労働者よりも雇傭者に對して提起せられたる訴或は雇傭者より其雇傭する労働者に對して提起せられたる訴に關して言はれたるに非ずして寧ろ労働者か其雇傭者に對して作業中の災害に依る損害賠償を求むる訴或は労働者より鐵道會社に對する轢倒事件の訴又は此に類する種類の事件に付て言はれたるものと解す。然らば貴下か貴下の意見にては被告か特別陪審よりも寧ろ通常陪審の方を選ふの傾向有りと思ふと言はれたる労働者と雇傭者との間の單純なる事件に於てなりと解すへきや?—労働者と其雇傭者との間の單純なる事件かと問ふや?

(四四) 然り如何?—否予は雇傭者は特別陪審を求むるものと思ふ。

(四五) 予も又左様に思ふ。併し乍ら貴下は曩に鐵道會社に對して例へは鐵道事故に依り負傷したる者より訴か提起せられたる場合にては鐵道會社としては通常陪審の方か損害を少く認定するか故に多く通常陪審の方を求むるの傾向有りと言はれたりと思ふか如何?—一時左様なりしこと有りと言へたり。

(議長) 證人は倫敦乘合自動車會社に付て左様なことを言ひ得と言ひたり。

(四六) (Mr. Ellis W. Davies) 他の或二三の會社に付ても然るへし?—帝都北部電氣鐵道會社に付て

も然り。

(四七) 所て聞かん雇傭契約より生ずる問題に關する訴か雇傭者より労働者に對して提起され或は労働者より雇傭者に對して提起せられたる場合に於ては其反對となるへし即ち雇傭者の一般の傾向は特別陪審を求むるに非ずや?—然り予は恐らく然るへしと思ふ。

(四八) 次に予は貴下の議長の質問に對する返答に於て不公平の生ずる可能性は通常陪審と特別陪審との區別を無くすることに依りて消滅せしめらるへしと言はれたりと思ふ?—假に何等かの偏頗か行はるものとせば一の陪審の半分は通常陪審員とし他の半分を特別陪審員とする時は此偏頗も無くなるへし。

(議長) 他に何か質問有りや?—チャイ氏貴下には大變御苦勞を懸けたり。

(證人) 所て御尋ねし度し、曩に言はれたる規則を起草するとして之は審理の様式は裁判所又は判事の命令に依りて定むへきものとして起草すへきや。

(四九) (議長) 其點に關しては貴下か吾人に對して意見を述べられたり。予は貴下か正しと信する所の說に従つて起草せられんことを望む。予は貴下の意見は大體陪審に附するの命令は或種のものを除き他の大多數の事件に於て總へて判事の自由裁量に任するを可とせすやとの意見なれ共敢て確信を有するものに非ずへての事件に於て之を判事の自由裁量に任するを可とせすやとの意見なれ共敢て確信を有するものに非ず貴下は勿論之と見解を異にすること有るへし。予は貴下か或種の事件に限りて之を判事の自由裁量とすへ

きや否や又如何なる種類の事件に於て斯くの如きこととすへきかを貴下の可なりと信する所に従ひて自由に定め之に基きて其規則を起草せられんことを希望す？ 御判りになりたりや？——然り夫にて判りたり幾何位の日時の内に之を起草せは可なりや？

(二四二) 一月位の内ならば可なりと思ふ？ 一箇月にて充分なりや？——然り一月で充分なりと思ふ、僅かの時間にて充分なり。

證人退延

證人東南巡迴裁判區書記 Arthur Dennon 出頭取調ふること左の如し。

(二四三) (議長) 此處に貴下より當委員會に提出せられたるステエトメント有り予は之を全部讀むこととせんとは欲せざるか此の中には多分陪審の問題に關する貴下の提言か記され居ると思ふか如何？——閣下予か爲したる唯一の提言は恐らくは的外れの論なりと思ふか即ち通常陪審員の中の或者には陪審員として出頭する爲めの費用にも乏しき者有るを以て之等の費用を助けんか爲めに陪審呼出狀を以て鐵道無料乗車券たらしむへしと言ふことなり。

(二四四) 其點は既に前にも提議せられたり而して予は直ちに此點に關して貴下に質問せんと欲す何となれば之は陪審員には陪審員か陪審呼出狀に應じて巡迴裁判所に出頭する爲めに巡迴裁判の開延せらるる町迄

來る所の費用を給與すへく其金は國庫より之を支出すへしと言ふ問題と關係するを以てなり。吾人の取調へたる多くの證人は斯くの如くすることは誠に宜しきを得たる改善なりとの見解なり。貴下の意見は如何？——嘗て議會に於て斯くの如きことを規定したる法律か制定せられたること有りたり併し乍ら此法律は多分其翌年なりしと思ふか再び廢止せられたり。

(二四五) 其通り間違無しと思ふ。斯くの如き法律を廢止したるは之を制定したるよりも遙かに惡しきことなりと言ふことか述へられたり如何？——予は陪審員等か陪審官となることに依りて自己の義務を行ふことを多大の光榮に感じ居れることは事實なるも此事實を見て直ちに彼等か何等かの不時の出來事例へは病氣とか用務とかの爲めに家を留守にすること能はざるか如き場合以外の場合に於ては通常の陪審員は陪審員として出頭することを苦痛とするものに非ずと言ふには賛成出來す。予か此報告書に於て言ひ居れるか如く予自身としては(而して予は又他の巡迴裁判所書記等も予と同様のことを行ひ居れること確なりと思ふが)出來得る限りの方法を盡して之等の苦痛を救ふことに努力し又出來得る限り迅速に之等の者を救ふ爲めに多少行ひ得ること迄をも行ひ居れり。之等の陪審員等は陪審員として裁判所に來ることを光榮と爲し居るものなり而して彼等は其出頭することは何等の苦痛とも思ひ居らず併し乍ら勿論時としては例へはメイドストーンに於てロウムスゲエト或は其他州の邊鄙の地方より陪審員か出頭する場合に於ては其費用か多額にして予一個の考にては何とかして之を救濟してやり度き場合多し而して之等の費用を給與する唯

一の方法は陪審員が眞實陪審義務を行ふ爲めに出頭し居るものなることを示す所の陪審呼出状をして鐵道無料乗車券として通用せしむることなり。之は誠に簡單に行ふことを得へし。各地に於ける五十人六十人の陪審員の費用を一々計算することは到底不可能なるへし。

(二四四) 之を爲し得と提議せる者有るか如何?——之か計算其他予の所管事務所にて行はさるへからさる仕事は現在に於ては到底其一をも行ふを得ざる状態なり。吾人は現在午後七時迄も役場に居らさるへからさること屢々なり。

(二四六) 貴下か此處になされたる提案は予は之は時々起ることなりと思ふか陪審員か一晚以上巡廻裁判市に宿泊せざるへからさるか如き場合には全く救済とならざるへし?——然るへし、併し乍ら陪審員等は之には不平を言ひ居らす。

(二四七) 陪審員か其家を離れて巡廻裁判市の旅館其他の宿屋に赴きて宿泊せざるか如き事情に在り而も其實際に支出せる費用の賠償をも受くること能はさるは大なる苦痛なりと言ふことか提議せられ之か又多數の人々の意見なるか如く思はるか如何?——之は陪審員等か今日迄何等の不平をも言ふこと無く行ひ來りたる所の義務なり而して予か予の證言として提出したるものの中に於て指摘したるか如く實際問題としては東南巡廻裁判區に於ては陪審官たるの義務か如何なる陪審員に對しても二日以上續くと言ふか如きことは通常無きことなり。

(二四八) 併し乍ら陪審員か一晚中を巡廻裁判市に滞在せしめらるか如き例を貴下は知れりと思ふ?——勿論なり。彼か謀殺事件の審理の爲めに滞留せしめらるか如き場合には彼等には何等の費用をも要せず。

(二四九) 予は唯今は刑事陪審のことは考へ居らす。民事事件に於ける陪審に付て考へて見て如何?——予は彼等か滞留せしめらるること有りとは思はず。予は斯くの如き事件は一件も知らず。

(二五〇) 貴下は事件か夜遅く迄審理せられたることを少しも聞きたること無きや?——然り民事事件にては之無し若し遅く迄掛るとするも陪審員か帰宅し得る間に合ふ如く審理か閉ちらるるなり。

(二五一) 貴下は判事ホウキンス氏のことを忘れられたりや?——否同氏は予の永久に忘れざらんことを望む人なり。無論同氏は刑事事件に於て誠に夜遅く迄開廷し居たり但し若し審理か遅く迄掛りさうなること明なる時は必ず出來得る限り豫備の陪審員を少數となし居たり。

(二五二) 夫は貴下も常に行はるることと思ふ?——予は常に左様にすることに留意す而して常に陪審員の爲めを思ひて斯くすることに努め居れり。

(二五三) 貴下はハアバート・ステフエン氏は陪審員は誠に喜んで裁判所に出頭し其國家に對する任務を盡し居れるものなるを以て之等に對して斯くの如き少額の給與か與へらるることを要求し居らすとの見解なることを見られたりと思ふか如何?——予は陪審員等か其陪審官たることを光榮と爲し居れりとのことに

關しては之を絶對的に確信す。彼等は其家に歸りて陪審官となりたる模様を家族に話を爲す而して若し彼等か數年後に再び陪審員として呼出さるる時は彼等は予に對して以前に之々の事件に付之々の評決を爲したり等と言ふか如きことを物語るを常とす。陪審員等は現在の制度を以て全く満足し居れるものなることは確なり。併し乍ら最近の三四年の間に一二回陪審員か汽車賃又は給與せられ度と言ふか如きことを聞きたること有り而して予は若し鐵道會社との協定さへ出來れば此陪審員出狀を鐵道無料乗車券として通用せしむ可しとの提案は極めて簡單に行ふことを得るものと思はれたり。

(二四四) 予の解する所に依れば貴下の提議せらるる所は鐵道會社か陪審員出狀を提出したる陪審員を輸送したる時は之に付て國庫より其費用を請求せしめんとせらるるもの如し如何？——然り、秀吉に與へんか爲めに故無く光秀より奪ふことを得ず (you must not rob Peter to pay Paul)。現在にては鐵道會社は私營の會社なり少く共國有に非す面して國家は之と協定を爲し全部に付一括して幾何かの金を支拂ふこととせば其額は夫として多額となること無かる可し。

(二四五) (Mr. Hobhouse) 貴下は鐵道會社か之等の者を輸送したる證據として如何なるものを保有せしめんとするや？——貴下は普通の陪審員出狀を見られたること有る可しと思ふ。夫は通常陪審及ひ特別陪審に依り或は藍或は桃色の紙に記され居れり。併し予は此點迄進んで考へたること無し。予は實は其處迄考ふるの時間無かりき。

(二四六) 併し會社側の證據としては如何なるものを以てす可きや？——會社に對しては其輸送賃金を各個別的に計算して支拂ふこととするものに非ず。之は其輸送す可き者の大體の見込に依り一括して支拂ふこととす。

(二四七) 一定の年額を拂ふか？——然り左様なる案なり。

(二四八) (議長) 其額を協定するや？——然り幾何々と各巡迴裁判區毎に或は百磅或は百磅と定む。

(二四九) 予は左様なる多額を要せざらんことを望む？——予は幾何位なるやは知らざるなり。未だ斯様な額迄も考へたること無し。予は實は左様する迄の時間を有せざりき併し兎に角其額は幾何とするも可なり。

(二五〇) (Mr. English Harrison) 一年の間に於て裁判の開かるる間は少日數にして其間の陪審員の數は極めて少數なり。其額は左様に多額に昂る筈無し？——予は之等の陪審員出狀は二日間を限り有效ならしめんとす而して若し裁判か夫以上長きに亙る場合には陪審員は執行官代理役場の吏員に申立を爲すを要することとし此吏員は常に裁判所に居り左迄多くの職務をも有せざるを以て之等に對して更に別の乗車證を與ふることとせんと欲す併し乍ら予は之等の點に關しては更に詳細なる點に對する答辯を準備し居らざるなり。

(二五一) (議長) 否此點の詳細のことは吾人は貴下に對して之を聞かんと期待し居るものに非ず。貴下は

吾人に對して主要なる問題の提議を爲されたり而して其他の資料は若し必要ならば吾人の手に於て蒐むることを得るなり。其點に關して配慮せらるるの要は更に無し。予は非陪審事件を陪審事件と爲し通常陪審事件を特別陪審事件と爲すことに付て貴下は如何なる意見なるかを承り度し。極めて遅くなりて初めて即ち巡廻裁判日の初日の直前に或事件を陪審事件と爲し或は通常陪審事件を遅くになりて初めて特別陪審事件と爲すことは執行官代理又は陪審員に對して何等かの手違不便を生せしむるや？——通常の事件を陪審事件とすることは何等の不便を生せしむること無かる可し何となれば一組の陪審は必ず存するものなるを以てなり。併し通常陪審事件を特別陪審事件に變ふことは不便を生す何となれば予の證言の書面にも記したる如く予に於て特別陪審事件か無きことを確めたる時は直ちに予は判事に對して特別陪審員を歸すことの許可を求むるものなるを以てなり。斯くして彼等は他の用務を辨する時間を與へらるることとなるなり。然るに若し上述の如きこと有る時は六日の猶豫期間附の呼出を受くるの權利有る特別陪審員を之等の猶豫無しに直ちに再呼出さる可からることとなるなり。勿論彼等は假へ六日の猶豫期間無き呼出に對しても出頭することは出頭す。

(二四三) 陪審員等を出頭せしむることは可能なりや？——予は彼等を出頭せしむることは出来ると思ふ何となれば彼等は法律を知らざるを以てなり。併し予は判事か通常斯くの如きことを爲す可しと思はれす何となれば巡廻裁判の日程は貴下も御承知の通り全區に付定まり居れるを以てなり。貴下は唯今は通常陪

審事件か特別陪審事件に變りたる場合のことを言はれ居るものなる可し？

(二四三) 然り？——予は斯くの如きことか何等か特別の事由無きに拘らず行はれたること有るを聞きたること無し併し乍ら若し之を行はんとせば恐らく行ふことを得可し。

(二四四) 貴下の巡廻裁判區に於ては事件簿に特別陪審事件か記載せられ居ると否とに拘らず巡廻裁判には特別陪審を呼出し居れるや？——然り。故ラウド・コウレリツヂ閣下の命令に依り『全體としての質を變ゆる』爲めに一定數の特別陪審員を呼出し居れり。此言葉は彼の用ひたる言葉なり。

(二四五) 其點に關して貴下に質問し度し。其慣習は他の巡廻裁判區にても行はれ居れるや？——予は他の巡廻裁判區に付ては言ふこと能はず。

(議長) バアチュエル氏貴下は特別陪審事件として審理せらるることの定まれる事件無き場合にも特別陪審員を巡廻裁判に出頭す可く呼出す所の慣習は廣く全國に行はれ居れるや否やを知れりや？

(Mr. Burchell) 閣下予は速座に返答は一寸致し兼ねぬ。

(二四六) (議長) 予はラウド・コウレリツヂ氏の其指令を出したる譯は通常陪審員と同様の陪審義務の負擔を特別陪審員にも負はしめんと云ふ考に出でたるものと思ふ？——然り予も左様に思ふ。

(二四七) 併し乍ら實情は此負擔は通常陪審に於けると同様に特別陪審に對しても重きに非すや？——否予の巡廻裁判區にては重からず。勿論東南巡廻裁判區に於ては民事事件の數極めて少し。其數は一年間に於

て百件以下なり而して特別陪審事件と通常陪審事件との数の比は約八對七の割合なり。

(二四六) 殆んど半分半分なりや?——殆んど半口に近し、幾分特別陪審事件の方か多し(譯者註外に刑事事件は皆通常陪審なり)併し乍ら此特別陪審事件も全部か全部皆審理せらるるに至らず。特別陪審事件の中僅かに其三分の二か審理せらるるに至るのみ。

(二四九) 特別陪審の場合に於けるよりも通常陪審の場合に於ける方か名簿に登載せらるる數遙かに多しと言ふことかホップハウス氏に依りて指摘せられたり如何?——陪審の評議の不一致の爲めに必要的に左様にならざるを得ず。刑事被告人の審理は比較的極めて僅かの時間にて終るものなり而して陪審員等は或は評議に於て一致せざること有る可く或は評議其他之に頼することの爲めに一時法廷を去ること有る可く之等の場合には今一組の陪審を準備し居らざる可からず。而して之等の場合には更に第二の裁判所が開かるるなり。

(二五〇) ホップハウス氏の言はれたるは候補者名簿に非ずして陪審員資格者名簿のことなるか如何?——其理由は富裕なる者よりも貧困なる者の多きか爲めと言ふ可し。

(二五二) (Mr. Burchell) ケント州に於ける特別陪審員と通常陪審員との數を示すものを貴下は所持せらる可し然らずや?——否夫は予の役所内には非ず執行官代理役場に有り。予は幾何の者か呼出さるるかを告ぐることを得るのみ。

(二四二) (Mr. Blackwell) 何の位にて順番か廻り來るや?——夫を予は嘗て二名の執行官代理より確めたること有り。彼等執行官代理は深甚の注意を拂ひて三年に一回以上呼出すこと無からんことを期し居れり。

(二五三) 特別陪審或は通常陪審の孰れもか?——特別陪審及び通常陪審の孰れもなり併し乍ら特別陪審の方の順番は予の思ふに其廻り來ること遙かに少かる可し。確かに其通りに相違無しと思ふ。

(二五四) (議長) 予は東南巡迴裁判區に於ける執行官代理は年々引續き其職を奉し居れる人々なりと想ふ?——多數の州に於て然り或州に於ては更はる所有り。

(二五五) 併し乍ら屢々更るには非ざる可し?——ノルウイッチ及びノラフォウクに於ては屢々更はりて不便を生ず。

(二五六) 併し乍らよし執行官代理は度々更はるとするも之等の者は其實務を所謂永續的執行官代理とも稱す可き人に一任して行はしむるに非ずや?——實務擔當の執行官代理なり。或場合に於ては執行官代理が實際に仕事を行ひ同時に又實務擔當の執行官代理の存すること有り。エセックス州に於ては執行官代理が直接に實務を行ふと言ふこと絶えて無し。即ちギイップ法律事務所か殆んど數世紀に亙りて執行官代理の實務を行ひ居れり。

(二五七) 予はコウレリッチ卿か如何なる目的を以て特別陪審員と通常陪審員とを同數宛二重に呼出すこと

としたるやを充分に解するに苦しむなり?——夫は今既に二十五年前となりたるか予か初めて任命を受けたる僅かに前のことなりき、併し乍ら予は夫は彼か或陪審の評決を誠に不満足に思ひたるか爲なりと思ふ。彼は之等の陪審には智識の充分ならざるもの有りと思ひたるなり。

(二四六) 然らば夫は陪審官たる義務の履行と言ふ問題よりも寧ろ質の問題に關するものなりや?——確かに陪審の素質其智力を考へ居たるなり。

(二四七) 予か重ねて問ひたるは現當主のウォレリツヂ卿か其ことに關して予に手紙を寄せたるか彼の意見にては其理由は特別陪審員は特別陪審員資格者名簿に登録せらるるか爲めに通常陪審員と同様の義務を行はずと言ふことに有りしを以てなり?——予は左様なることか理由なりと言ふことか言はれたるを全然聞きたること無かりき予か此職を襲ひたる時は未だ行はれたる許りのほやはの時代なりき。夫は恰かも最近に普く行はれたる許りの時なりき而して予の記憶に刻まれたる文句に依れば『夫は全體としての素質を變ゆる』爲めと言ふことなりき。之はハフトフォウドシャイヤアに——予の言ひ居れるは此州に關してなるか——於てなり而して同州にては特別陪審員に對しては特に小き「S」なる文字を附し居たるなり併し乍ら予は前にも述べたるか如く階級の差別を無視して皆一樣に取扱ふ。

(二四八) 貴下は現在に於ては通常陪審と特別陪審との區別を存続するの何等かの理由有りと思はるるや。貴下は此ことに付て考へて見たること有りや?——予は民事事件をも行ふ可き責任有る者なり。併し乍ら

予は其質問に對する返答は寧ろ經驗有るアツソシエトに委ねんと欲す。

(二四九) 之は勿論刑事事件には何等の關係無きものなる可し?——然り。

(二五〇) 刑事事件には通常陪審及び特別陪審なるもの無し併し乍ら貴下の經驗より言へば貴下は民事事件に於て此區別を設く可き何等かの理由有りと思ふや?——予は特別陪審員は大體に於て教育有り且つ少額の資産に依りて陪審員たる資格を有する者よりもより良く困難なる問題を理解するの能力を有するものと思ふ、而して之か區別は唯之丈の理由に因るものと思ふ。

(二五一) 左様なる可し。併し乍ら兎も角最近三四十年の間に教育の發達著しきもの有り通常陪審員の教育程度も今日に於ては往時に於けるものよりも遙かに優れるもの有りと思ふ?——予は今日つひ今方ドウバアに於ける裁判所に出頭する者と話を爲したり而して彼の言へるにはカアドを讀むことに依りて宣誓を爲さざる可からざる十二名の陪審員中にて五名は之を讀むこと能はずと。斯くの如き陪審員をして計算上の問題とか之に類する複雑なる事實問題を審判せしむるは不可なり。

(二五二) 否予は計算問題の如きは陪審に依りて審判せしめんとは思はざるなり?——其他の多大の困難なる考慮を要する問題にても同様なり。予は此宣誓に關する新法か陪審員の教育か其法律に於て豫想したる程度に實際に於て進み居らざることを明かにしたるを誠に残念に思ふ。

(二五三) 或は其地方に於ける教育當局か其職務を怠りたるものと言ふ可きか。夫等の人々は幾歳位の人々

なりや？——總へての年配の者然り。陪審員全部に通して然り。一二の者は或は眼鏡を忘れたりとか其他此種のごとに依る場合も有り。兎に角専門家として特に其點の研究を爲さず其明かに予は困難なる民事事件は特別陪審をして審理せしむることか望まじきこと寔に明白なるもの有りと言ひて可なりと思ふ。明かに當事者は之を求むる可しと思ふ。

(二四六) (Mr. Hobhouse) 貴下の巡廻裁判區に於て陪審員が出頭せざるか爲めに罰金を科せられたること有りや？——予の奉職中に陪審員が出頭の爲めに罰金を科する旨の通知を凡そ二十回位爲したること有りと思ふ。之等の者は之に對して宣誓口供書を以て答へざる可からず而する時は此問題か更に裁判所に於て取扱はるることとなる。予は通常陪審員か此罰金を支拂はしめられたること有るを記憶せず併し乍ら吾人は一度大陪審員に對して之を實際に支拂せたること有り夫は二十五磅なりしと思ふ。

(二四七) 併し乍ら予は此通知を發することのみで可なり不出頭を妨遏するの効果を有するものと思ふ？——陪審員等は出頭せざる可からざるものなることを良く知れり。

(二四八) 貴下は直接自ら辭任の申立に關して裁判するものと予は思ふか如何？——之は元來判事の任務なるか之を判事か行はさることに依つて我々巡廻裁判所書記か行ふこととせられたるものなり。即ち之を我々書記か行ふ可しとする何等の法律も存せず、併し乍ら勿論吾人は吾人の手許に來りたる幾百と言ふ辭任の申立に就きて一々判事の處置を煩すことを得ざるなり而して判事か之等の申立を受けたる時は判事は

『貴殿に於て之を處分せられ度し』と言ふなり。斯くて此ことは吾人の手に於て行はるることとなり吾人の任務の一部となりたり。茲に一の形式書類有り之は唯今閣下の前に提出したるものなるか之に依りても判明する如く辭任の申立に對しては之に記したる多くの回答の中の孰れか一つか與へらるるなり。之は唯予か手續の煩瑣を免かれんか爲めに作りたるものに過ぎず(此時證人は一の書類を手交したり)

(二四九) 貴下は極めて多數の辭任の申立を受くるや？——然り可なり多數の申立有り。而して其理由とする所は多くは或は自分唯今丁度或仕事に取懸り居れりとか或は自分の使用し居れる唯一人の番頭或は丁稚か病氣なりとか或は之に類したることなり。

(二五〇) 貴下は呼出を受けたる陪審員中にて辭任の申立を爲す者の大體の割合を告ぐることを得るや？——然り告ぐることを得可し。大多數の候補者名簿は六十名を登載す。而して之等の中確實なる數を申上げることには能はされ共先つ大約八件位は病氣の旨の診斷書か提出せらるる之等は間違無く辭任の正當の理由なり而して其外に猶大約八件位の辭任の申立有り。

(二五一) 然らば五分の一なる可し？——然り左様の割合なり五分の一に近し。

(二五二) (Mr. Blackwell) 今一度其數を述べられたし？——八位の診斷書其外に猶八乃至六足らず——大體此位と思ふ。

(二五三) 幾名位か實際に出頭せずや？——夫は殆んど不明なり即ち殆んど判明せず。

(二四四) 貴下は候補者名簿全部を通して之を讀上くるや?——否予は名簿全部を通して讀上くることを爲さす。予は之は面白からさることと思ふ。

(二四五) (議長) 何故に面白からさることなりや?——何となれば或者は最後に愈々罰金を科せざる可からざる時の來る迄之を保留するも可なるなり。即ち候補者名簿の全部か讀上げらるると予の信する所のセツシヨンに於けるか如く若し之等の者か其讀上に對して返答を爲さざるか爲めに罰金を科せらるるとせば彼等は此呼出の際返答を爲さされは直ちに罰金を科せらるるに至る可きなり。予は斯くの如きことは面白からさることと思ふ何となれば他の制度にて充分満足なる結果を見つつ有るを以て強ひて斯くするの要なければなり。

(二四六) 候補者名簿全部を讀上くることは慣習として行はれ居らさるものと予は思ふ?——予の巡廻裁判區にては讀上げす。

(二四七) 併し乍ら予は之は陪審員の出頭を或程度迄良くする爲めに極めて良き方法なりと思ふ。之は宜しからすや?——予は陪審員等は公正に取扱はれ居れることを認識し居れりと思ふ而して彼等自身も其友人等に此ことを話し居れり。予は嘗て何等の不平をも聞きたること無し。我等と陪審員等との間は極めて圓滿に行き居れり。

(二四八) (Mr. Hobhouse) 實際に於て貴下の巡廻裁判區にては充分なる丈の數の陪審員を獲るに付て大なる困難無しと貴下は言はるるや? 貴下は極めて寛仁なる態度——予は貴下の述へられたる態度を斯くの如く言はんと欲す——にて陪審員に對せらるるや?——然り左様なり寧ろ予は寛仁と言ふ言葉よりも慎重と言ふ言葉を用ひんと欲す。

(二四九) 貴下は貴下の覺書中にて通常陪審員に對する給與に付て言はるる所有りたり。通常陪審員は常に法律か彼等に權利を與へ居る所のものをも之を獲さるものなりや?——申上くるも誠に遺憾なること乍ら此ことは屢々之を與ふることを以て自己の義務とせられ居れる所の執行官役場の吏員に依りて忘れられぬるなり。

(二五〇) 夫は陪審員等か此程度のものに請求するにも足らざる程度のものなりと考へ居れるに非すや?——否彼等は斯くの如きことを全く知らざるなり。予は之を次の如く記し居れり即ち——彼等は斯くの如き權利有ることを忘れ居れるか又は彼等に斯くの如き權利の有ることを知らざるなり併し乍ら予は若し此ことか彼等に告げらるる時は彼等は必ずや誠に之を喜ぶ可しと思はるる場合屢々なりと思ふ。

(二五一) 貴下は之を進んで陪審員等に提供することを吏員の義務とす可しと思はるるや?——左様考ふ而して予は若し予か之を言ふことを許さるとせば之は執行官代理をして同人か其費用の請求書否寧ろ其證明書——執行官代理は予に對して同人か其裁判に關する任務を執行したる旨の巡回裁判所及び判事の證明書を送附せざる可からず——に總ての陪審員に對して全部費用を支拂ひたる旨の記載を附加せしむること

とするに依りて確實に行はるることを期し得ると思ふ。

(二五〇二) 勿論八片と言ふ如き少額にては幾何の額にても非ざる可し?——夫は合計八志となる。

(二五〇三) 夫は例へは陪審員等か二十哩位をも旅行せざる可からざるか如き田舎の地方に於ても何程の足しにもならざる可し?——然り。

(二五〇四) 町に於て電車賃位になる程度なる可し?——然り之は僅かにパンとチイズの代價位に過ぎず。之は元來陪審員にパンとチイズの代を與ふると言ふ趣旨なりしなり而して之は只民事事件に於てのみなり、刑事の例に於ては陪審官たることに對して何等の報酬無し。陪審員等は之を欲し居らず。

(二五〇五) (議長) 併し乍ら若し陪審員等か其八片を獲すとすれば他に誰も之を貰ふもの無しと言はるるや?——否左様なる意味にて言ふに非ず。

(二五〇六) 誰か之を貰ふや?——然り誰かが之を貰ふと思ふ。

(二五〇七) 夫は誰なりや?——閣下予は之を何人なりと摘發せんと欲せず併し乍ら予は陪審を請求したる當事者は其費用を支拂はざる可からざるものと思ふ。

(二五〇八) 夫は廷丁の囊中に納めらるるや?——誰の懐に這入るかを言明するを得ず併し乍ら之は陪審員か直接之を貰ひ或は之を受取らんことを申立てざる場合には之等陪審員の手中には歸せず。

(二五〇九) 之か爲めに州か利益を受くるには非ざるか?——然り予は誰か個人か其利益に有りつき居れりと

思ふ。

(二五〇) 其金は州金庫より支出せらるるや?——否民事事件に於ては然らず夫は當事者の懐より支出せらる。

(二五二) 貴下の言はるる通り間違無し、予は右の八片のことを考へ居たるなり?——此八片か通常陪審員に對して支拂はれ得るは民事事件に於てのみなり。夫は何人かに依り陪審員候補者名簿調製費用の一志と其者の手数料としての一志六片と同時に併せて當事者より徴收せらる。

(二五二) 然らば陪審員等は少しも自己の權利に付て知らず若し彼等か之を知るとするも少くも之を氣に懸ける様なきこと無かる可しと言ふや?——事實は全く其通りなり。

(二五三) (Mr. Ellis W. Davies) 此金は實際に徴收せらるるや?——予は其ことに關しては御話することを得ず。

(二五四) 予は未だ左様なることを聞きたること無し、予は左様なる慣習のことを知らず。予は陪審員候補者名簿の調製の費用として執行官代理に一志の支拂はるることを聞きたること有り併し乍ら予は其他に八片宛か支拂はると言ふ如きことを聞きたること無し?——ロウド・ハルスバリー氏の書物の陪審の篇に右の如きこと書かれ居るを見るを得可し。夫は地方巡迴裁判區にては八片倫敦に於ては一片なり。

(二五五) 夫は實際のことを記したるものなりや?——然り夫は慣習に依り支拂はるるものなり。

(二五六) 予は曾て左様なることを耳にしたること無し?——夫は第十八卷に記され居れり。

(二五七) (Mr. Burchell) 倫敦に關しては法規を以て定められたる報酬なるもの全然無し?——然り其通りなり。夫は慣習に依り支拂はるる報酬なり。ロウド・ハルスバリーの “Laws of England,” volume 18, article 650 page 264 に左の如く有り。『通常陪審員は倫敦に於て取調へられたる各事件に付ては一件一片高等法院及び巡廻裁判區の巡回民事裁判事件に付ては一件八片宛を受くるを慣例とす』と次に『サセツクスに於ては此一片は執行官代理に依りて支拂はる。』

(二五八) (議長) 惟ふに極めて僅かなることなり?——然り。

(二五九) 之は予の良く知れることなるか或裁判所にては特別陪審事件に於て例へは特別陪審員が一ギニアの報酬を與へらるる場合に廷丁は其一ギニアの中より一片を差引いて残りの金を特別陪審員に渡す慣習有り?——然り予は左様なることを聞きたること有り。予は夫は巡廻裁判區に於ける或場合の事件にては左様なることか行はれ居れりと信す。併し乍ら之は執行官代理の下僚の或者に依つて行はるる一種の些細なる官金横領なり。

(二六〇) (Mr. Burchell) 夫は裁判所の廷丁ならずや?——然り。

(二六一) (Mr. Ellis W. Davies) 巡廻裁判には廷丁なる者無し?——廷丁なる者は居らす。巡查か其職務を行ふ。

(二五三) (議長) 彼は此一片を得る時は陪審員を少しは樂にする様に多少にても叮嚀にせんと注意するや?——予は左様には思はず。

(議長) 併し乍ら予は之は重大なることなりとは思はず。

(二五三) (Mr. English Harrison) 予は貴下は出頭せざる陪審員の數か或州に於ては他の州に比して特に大なるもの有るや或は又各州に於て皆一樣に平均し居れるや孰れなりと見らるるやを聞かんと欲す?——予は實は出頭せざる者如何と言ふか如きことは之に關係せず。

(二五四) 貴下は此出頭の割合か各州に依りて異り或州に於ては特に陪審員か極めてよく陪審員たらんことを希望し居れりと言ふか如きものを見すや?——サレイに於ては他の州に比して一般に陪審官たらんことを避けんとする希望の大なるもの有り。予は之は恐らく彼等か比較的社會的に高き地位に有り而して其場所か倫敦に近く多く茲に其仕事を有し居れるを以て此倫敦に出る用事か多きか爲めなりと思ふ、此州に於ては陪審員等は他の州に於けるよりも一層執拗に免除を求む。

(二五五) 然らば貴下は例へはサレイ州の如きに於ては他の州に於けるよりも多數の辭任の申立を受くるや?——然り私の申立を受く。併し彼等は夫して多く書面を寄越すと云ふ程にても無し。ケントに於ては可なり多數の書面を寄越す。

(二五六) 貴下は例へはノウフオウクと言ふか如き田舎の地方にては陪審官たることを免れんとする希望の

甚しきもの無しと見らるるや?——然り彼等は車を飛ばし又時々は指定の時間より數分間遅く着く汽車に乗りて出頭しては不可なるかと言ふか如きことを予の所に求め來ることも多く陪審義務を免れんとするか如きことを欲すること無し。

(二五七) (Mr. Ellis W. Davies) 貴下は或州にては執行官代理か數年間引續き其職に在りと言はれたりと思ふ。其通りなりや?——執行官代理は毎年改めて任命せられ直すを要す。

(二五八) 併し乍ら常則として或州にては執行官代理は毎年其職に就き居れるなる可し?——多くの州にては然り。

(二五九) 貴下は同一人か引續き二年以上執行官長の職に就くことを禁せる規定の有ることを承知せらる可し?——予は之を知らざりき併し乍ら斯くの如き規定の存することを聞きたりとするも敢て之を怪しまさる可し。

(二六〇) 貴下は其者か之を欲し居れるに拘らす猶何故に同一人か引續き二年以上執行官長の職に就くを得ずとせざる可からざるや其理由を述ふることを得るや?——予は其法律は何年頃の法律なるを知らず。

(二六一) 此法律は確か千八百八十七年の法律なりと思ふ?——予は之は謂はば物質上の負擔か理由なりと思ふ。『其者か之を欲し居れるに拘らす』と問はれたり。併し乍ら予は何人と雖も斯くの如きことを希望すると言ふか如きことを想像することを得ざるなり。

(二五三) 貴下は陪審官となることは一般に希望するか執行官長となることは左程希望せすと思はるるや?——執行官長となることは之を喜ぶ併し乍ら一年もすればもう充分と思ふに至るなり。

(二五三) (Mr. Burrell) 其理由は執行官たるには可なりの金かかかるからなりや?——勿論金かかかる——只一般に厚遇せらるるか其他之に類すること有るか爲めに費用のかかるに拘らす執行官の任に就く者有るなり。

(二五四) 而して又執行官には可なりの責任か負はせらるるものなる可し?——然り而して執行官は他の人々と聯合することに依つて此責任に對して自己を保護するなり。

(二五五) 誰か共に責任を負ふ可き者を求むることに依りてか?——然り斯くして其責任の一部を自己の負擔より取去るなり。

(二五六) (Mr. Ellis W. Davies) 勿論貴下は陪審員の候補者を揃へることには何等關係せざるものなる可し、貴下は候補者か選定せられ候補者名簿か編成せられ終りたる後に初めて關係するものなる可し?——陪審を構成する實際上の手續は即ち候補者を揃ふること (empanelling) なり。

(二五七) 予の言ふ意味は名簿の調製なり?——然り予は名簿の調製には何等關係せず。

(Mr. Ellis W. Davies) 然らば予の問はんとしたる質問をせんにも由無し。

(二五八) (Mr. Gwynne) 貴下はコウレリッチ卿は通常陪審員と一所に特別陪審員をも召集せんか爲めに此

指令を發したりと言はれたり？——予は常に左様に解し居たり。

(二五九) 夫は只東南巡廻裁判區のみに付て言ふや或は他の巡廻區に付ても左様言ひ得るや？——予は其間題は議長閣下か既に質問せられたりと思ふ。予は之か他の巡廻裁判區に當て候まるや否を知らず。

(二六〇) コウレリツヂ卿は如何なる資格に於て其指令を發したるものなりや？——判事としてなり。彼は自己の意見として斯くの如く指示したるなり只之丈なり。勿論如何なる巡廻裁判所の判事と雖も他の判事の上に位するもの有る可からず。チヒフ・ジャヌチヌと雖も予は或事に付て絶對的の指揮を與ふることを得ること又他の判事と同様なりと思ふ。

(二六一) 夫は慣例に依るや？——彼か特別陪審員をも呼出す可きものなりとの彼の意見を發表し其意見か遵奉せられ居るは全く慣例に依るなり。之カチーフ・ジャヌチヌより發せらるる時は勿論多大の敬意を以て遵奉せらるるなり。

(二六二) 次に陪審員に報酬を與ふることに關し貴下は只今陪審側より其陪審官たりしことに對して報酬を要求するか如きこと無しと言へり如何？——予は予の此職を奉し居れる間に『何處より自分等の費用を獲可きや？』と言ふことを言ひたる者は只三人有りたりと思ふ。

(二六三) 併し乍ら彼等は貴下の許に來ること有る可し？——然り彼等は常に予の許に來りて辭任を求め一日丈御免を蒙り度しとか其他のことを言ふを常とす。

(二六四) 若し或者か貴下に書面を寄せ自分は旅行賃金を支拂ふ金無しと言ひたる時は貴下は之等の理由を以て之等の者の辭任を許すや？——若し其者の言ふことを事實なりと信すれば直ちに之を許す而して予は彼等の言ふ所を疑ふこと無く信す。

(二六五) 東南巡廻裁判區にて次の如き實例有るを予は知り而して予は其詳細を此場にて直ちに述ふることを得るものなり即ち同區にては陪審員は巡廻裁判なるか又は四會期裁判なるか其孰れかは知らざるかいヒストボウンよりレエブス迄も行かざる可からず其上三日も毎日其間を往復して出頭し而も毎日陪審官として讀上げらるることも無く其往復の爲めに借金を爲さざる可からざる如き場合有り如何？——若し其陪審員か最初の日に予の許に來り而も右の如き事實にして實際間違無く且つ其者か自分は非常な苦境にて之か爲めに借金せざる可からずと言ふか如きことを言へば予は之等の者は遅くならざる中に歸宅を許す可し。或陪審員か右の如き事情に在る場合に屢々取る方法としては予は其場にては何事をも言はざるも此者は先づ一番最初に陪審官とならしめ之を終りたる後其者か此最初の陪審を終ると同時に出來得る限り陪審官たることを免除せんことに努力す而して彼等は斯くの如く取扱はれ吾人は夫以上彼等に就て兎角の不平等を聞くこと無し。

(二六六) 併し乍ら予の考にては若し貴下の意見か眞實陪審員か其費用を出す資力無き時は——其費用は旅行の費用のみにても或場合には一週間に十二志乃至十四志に昂る可きか？——否陪審員は一週間引續

き毎日裁判所に來るものに非ず。

(二四七) 假に其者の旅行の費用か一日三志なりとせよ之等の者か四日間位呼出さるることは住々なる可し?——四日間も呼出すことは異例なり何となれば吾人は事件の多き場合には第二の陪審員候補者を有すればなり。例へば御承知の如くレエヘスにては吾人は裁判の第三日目からの爲めには第二の候補者を有するなり而してケント及びサレイにても同様なり。

(二四八) 實際に於て貴下は之等の者を三日は呼出す可しと思ふ?——然り通常陪審員は其位の間は呼出さる。

(二四九) 然らば即ち九志位にはなる。假に之等の者か一週僅かに例へば一磅位の仕事しか爲し居らすとせは之等の者に取りては九志の旅費を支出し其時間をフイにし加之其食事の爲めに金を出さざる可からざることは其懷中に對して多大の打撃たるに相違無かる可し?——然り。九志を費すと言ふことは誰しも好まざることなり。併し乍ら此裁判所に出頭すると言ふことは其者の一の義務なり。之等の者か偶々裁判所より遠隔の地に住むと言ふことか其者の運の悪きなり。

(二五〇) 貴下は九志と言ふ額は其日々々を勞働に依りて糊し居れるか如き者に對しても猶國家の爲めに出さしむ可き相當なる額なりと思はるるや?——然り確かに。

(二五一) 一週間に九志を出さしむることか?——實に予は左様に信す予は陪審員等か右の如き額を要す可

しと言ふことを認むるを得ず或は夫よりも多きかも測られず又之よりも少きやも知れず併し乍ら予の巡廻裁判區にては若し夫等の陪審員か救済を求め來る場合には眞實其費用を出す能はざる者なる時は之に對して免除か與へらるるなり。而して又之等の者か此九志を費さしめらるるは精々多く共僅かに三年に一度に過ぎざるなり。

(二五二) 然らば貴下は眞實斯くの如き負擔に耐へ得ざることを證明する陪審員に對して救済を與ふる所の何等かの規則を設けることに賛成せらるるものなりや?——否決して予は賛成せず。予は之は予の如く免除の申立に付ての裁判を行ふ者の常識と公正の念に委ねんと欲す。

(二五三) (議長) 夫は何人なりや?——裁判所の吏員なり——之等の吏員は先づ大体常識と煩勞を苦痛とせざる丈の忍耐を有する者と推定す。

(二五四) 巡廻裁判書記のことを言はるるや?——然り巡廻裁判書記か之等の總へての申立を處分す。

(二五五) 之を問ひたる譯は吾人は時としては執行官代理か其處分を行ふと聞きたればなり如何?——茲てデエビス氏、貴下の問はれたる名簿は何人か作成するやの問題に到達したり。

(二五六) 否何人か辞任の申立の裁判を行ふやと問ふなり?——若し既に候補者名簿に登載し終りたる後なる時は之等の申立は全部予に於て取扱ふ。所て夫か如何にして候補者名簿に登載せらるるか吾人は全く之を告ぐることを得ず。誰か執行官代理の方か其方法を告ぐることを得可し。或場合には執行官代理は多

少の精撰を行ふ——即ち辞任の申立を聞き其他の方法を行ひて實際出頭し得可しと思はるる者のみを登載す。又他の州にては執行官代理は全然之等のことを考慮せず無差別的に候補者名簿に登載し辞任の申立に就ては總へて予の處分に委す。

(三五七) (Mr. Ellis W. Davies) 併し乍ら執行官代理は常に先づ辞任の申立か有ると第一に之を取扱ふ者に非すや?——予は多くの場合に執行官代理は當に然す可きものと思ふ。

(三五八) 假に或陪審員が呼出されたりとし此者が辞任を申立つる場合第一に接衝する者は之を呼出したる執行官に對してなりと予は思ふ?——然り予は左様思ふ。

(Mr. Ellis W. Davies) 予は左様なる證言か有りたりと思ふ。

(三五九) (Mr. Cwynne) 貴下は一度陪審員か罰金を受けたりと記憶すと言はれたりと思ふ。夫は特別陪審員なるか或は大陪審員か孰れなりと言はるるや?——予は特別陪審員に罰金を料したること無しと思ふ。一度大陪審員か一名か二名罰金を科せられ之を支拂はせられたること有りと思ふ。

(三六〇) 之等の陪審員に對して科し得可き罰金の額に就きて何等かの制限有りや?——予は之有りとは考へず。實際問題としては通常陪審員の不出頭に對して科せらるる罰金は四十志特別陪審員に對しては五磅大陪審員に對しては二十五磅位なる可し。之は之等のことを全く知らざる新しき判事に對して吾々の進言せんとする所の額なり。

(二五一) 併し乍ら判事を拘束する何等の制限も存せざる可し?——何等存せず。

(二五二) 若し之を欲する時は判事は百磅の罰金を科し得可し?——判事は執行官に對して幾何の罰にても科し得ると同じく陪審員に對しても幾何の罰金を科し得可し。予の知れる範圍にては之に對する制限なるもの無し。

(二五三) 貴下は之に一定の制限を置くは相當なりと考ふるや?——否全く左様なる必要無し。若し之に一定の制限有ることか一般に知らるる時は多くの陪審員をして多くの場合に其額迄の罰金を受くるの危険に甘んじて敢て出頭せざるか如きことを生せしむる所以となる可し何となれば其額は陪審員の經濟より見る時は之を支拂ふも何等苦痛無きこと有り得可ければなり。陪審義務の免脱を圖ることを完全に防止するは全く此罰金額をして『光榮有る不定額』と爲すことなり。

(二五四) (議長) 予か今日迄聞きたる中にて最も多かりし罰金はサア・ロウジャア・ドウテイ・テイツチポウンか執行官に科したる罰金なりしと思ふ?——五百磅なり。

(二五五) 其執行官は其義務を行はずして亞布利加に狩獵に行き居たりしなり而して彼は此罰金を支拂はしめられたり?——然り而してギイルドフォウドのイブリン氏は數年前に此罰金を支拂しめられたり。併し乍ら予をして言はしむれば東南巡廻裁判區に於ける陪審員等は陪審官となることを好み居れるものなりと予は衷心より信するものなり。勿論ジウイン氏貴下か言はれたるか如き陪審官たることか多大の苦痛たる

場合有り併し乍ら彼等は其汽車賃金に要する費用を支給すると言ふ丈にて充分にて夫以上何等の給與をも求むること無かる可く又出頭を良好ならしむる爲めにも之以上の給與は不必要なる可し。

(二五六) (Mr. Blackwell) 或事件を特別陪審事件と定むる時期の問題に關して貴下は事件簿の締切日即ち巡廻裁判の初日の七日前迄に一件も事件無き時は云々と言はれたり?——予は夫か通常の規則なりと思ふ。

(二五七) 其時は貴下は執行官代理をして特別陪審員に通知を發し之等の者を出頭せしめざる可きとす?——然り。

(二五六) 貴下は此七日を二十一日或は一箇月に擴張することに對して何等か反對せらるるや?——當事者か反對す可し。

(二五九) 貴下は當事者をして事件の裁判の開始せらるる一箇月以前迄に特別陪審を求むるや否やを決せしむることは當事者に取りて眞實苦痛なりと考へらるゝや?——然り予は之は眞實苦痛なる可しと思ふ、複雑なる申立其他の手續か全部終りたる後に非されは困る可し。

(二五七) 勿論彼等は總へての場合に於て通常陪審を求むるを得可し?——勿論なり。予は其ことに關しては何事をも知らず。予は現在實務に従事する辯護士に非ず併し乍ら斯くの如きことに對しては多分恐る可き反對の聲か擧げらる可しと思ふ。巡廻裁判に於ける民事事件は極めて少し。之は所謂判事一人制度に

依りて殆んど撲滅せられたるなり。

(二五七) (議長) 予は之は吾人の審議事項には屬せずと思ふか併し貴下は夫か如何にして判事一人制度に依りて撲滅せられたるかを告げられずや?——予は之を告ぐることを得即ち予はソリシタアより屢々聞きたる所なるか其理由は即ち審理せらるるや否やの不確實なることなり。昔二人の判事の巡廻し來りたる時は一人の判事は民事事件より初め他の一人の判事は刑事事件より初め相互に補助し合ひたり。然るに現在は當事者は果して其事件の裁判迄に至るや否やを知るに由なくして何時迄も何時迄も待たざる可からず。

(二五七) 貴下の言ふ意味は昔の制度の下に於ては民事事件も巡廻裁判の初日より審理を初められ居たりと言ふや?——然り。

(二五七) 現今にては民事事件は刑事事件の終る迄待たざる可からざるや?——然り民事事件は刑事事件の終決する迄待たざる可からず而して此刑事事件か幾何位かかるやは豫想すること不可能なること勿論なり。

(二五七) (Mr. Blackwell) 故コウレリツヂ卿の發したる此規則の下にては執行官代理は特別陪審員と通常陪審員との混合したる陪審員候補者を送るものなりや?——然り。ハアトフォウドにては特別陪審員には小さな『S』なる文字を記し居れり。予は他の諸州にても斯くの如く特に符合を記し居るや否や確實なることを知らず併し乍ら或州に於ては此兩者か全く混合せしめられ居れることを確かに知れり。

(三五五) 貴下は執行官に對して特別陪審員と通常陪審員とのパネルを召集す可き旨の命令を發するや予は左様思ふか如何? 『充分なる數丈の Lawful men and bailiwick』 及び云々と命す。次に各州に付て必要なる數、其數を記したるものを予は茲に所持し居れるか之を記して『同時に之等をも召集す可し』と書く。

(三五六) 然らば貴下か通常陪審候補者名簿を受取る時は其名簿に幾名の……? ——ハアトフオウドにては二十名なり。

(三五七) 貴下は夫に登載せられたる者を全部混ぜ交はするや? ——否通常陪審候補者名簿は例へは四十八名より成り居るとせば夫は通常陪審員たる者と特別陪審員たる者との兩者の氏名を包含するものなり。而して此外に猶一つ別に特に特別陪審員として呼出されたる特別陪審候補者名簿なるもの存するなり。

(三五八) 而して若し通常陪審を必要とする時は貴下は之を其通常陪審候補者名簿より選定するや? ——特別陪審員と通常陪審員との混合したる通常陪審候補者名簿中より選ふ。予一個の考を申上ければ予は故コウレリツヂ卿とは意見を異にする者なり。予は特別陪審員と通常陪審員とを混合することは更に必要無きことと思ふ。予は斯くすることによりて少しにても利益の有りたることを見たること無し。吾人か特別陪審員の方が多數を占むる陪審を獲たる場合には極めて不合理極まる陪審の評決を獲ること多し。予は特別陪審員は刑事事件に於ては左迄通常陪審員に優るものには非ずと思ふ。

(議長) 御苦勞なりき。

證人退廷

Mr. Richard Wilfrey, M. P. 出頭取調ふるに左の如し。

(三五九) (議長) 貴下か陳述せられんと欲する所のものは如何なる點なるや當委員會に告げられ度し。如何なる事件なるやを先つ告げられよ? ——予は新聞社長なりしか爲めに此政治的の訴訟に特に關係を有したるなり。其訴訟はビイターボロウ選舉區の保守黨の候補者たりしヘンリー・ライゴン氏より自由黨員ジョウジ・グリーンウッド氏及び予の新聞社に對して提起せられたるものにして其原因は同氏か倫敦に於ける學校兒童に對する食事の給與に反對なりと言ふ如き趣旨に解せらるるステエトメントなりしなり。此訴訟は *Simmons v. "The Daily Chronicle"* 及び *Simmons v. Wedgwood Benn* 事件其他の事件と同一の事件なり。多くの諸君の御存しの如く之は元來同州の州會議員選舉より起りたるものにしてジョウヂグリーンウッド氏は其選舉戰中に數回前述の如きステエトメントを繰返し發表したるか爲めライゴン氏より我等に對して訴訟か提起せらるるに至りたるものなりき。

(三六〇) リイゴン氏に對する攻撃は如何なるものなりしや? ——ライゴン氏に對する攻撃は他の倫敦州會議員に對して爲されたる攻撃と同一のものにして彼等は學校兒童に對する地方税に依る食事給與に反對意

見なりと言ふことなり然るに不幸にして此『地方税に依る』なる言葉カステメントに除かれ居たり此點か争の中心點なりしなり。若し此『地方税に依る』なる言葉カ用ひられ居たりしならんには予は何等訴訟の原因とならざりしなる可しと信す。

(二五八) 予には其言葉の有無にて確かに差異有りと思はる？——判決も又其通りなりき併し乍ら此訴か理由有るや否やは今茲に言ふことには何等影響無きことなり。予は此事件の當事者たりしか故に無論此事件に利害關係を有したり而して予は我々の辯護に立ちたるラツセル・クック法律事務所の辯護士より相手方は裁判所のマスターより陪審を古き慣習に依り古式に依りて選定す可き旨の命令を獲たることを告げられたり。予は之等の辯護士に對して『夫は如何なることを意味するや？』と問へり而して彼等は之を予に説明すること能はざりき。彼等は言へり『吾等は以前に曾て斯様なることを経験したるを聞きたること無し』と。予の地方辯護士は予に之を告ぐることを得ざりき而して予は或時の次手に下院に於ける二三のバリストアに之を聞きたり然るに何人も予に對して正確に此舊慣の如何なるものなるかを説明する能はざりき。仍て予は一體如何なることか行はるるかを注目することに決したり而して之は其際行はれたる所其儘のことなり。彼等は右の如き命令を獲たり。吾等は吾等の辯護士より最初に彼等は當然の權利として斯くの如き命令を獲ることを得るものなりと告げられたり。併し乍ら予は果して彼等か當然之を求むるの權利有りや否やを檢へたる所甚しく之を疑問とするものなり。予は之は裁判所の自由裁量に依るものと思ふ。

(二五九) デビイス氏か既に彼等に其權利無きことを明かにせられたり？——併し乍ら吾人は兎に角右の如き辯護士の注意を受けたり。斯るか故に不幸にして吾人は之を争ひて判事の裁判を求むることを得ざりき。吾等はマスターの命令に依りて右の如く定められたり。之は全く田舎の事件なりき併し乍ら予をして言はしむれば原告側は最初は何を措きても此の事件をミツヅルセックスの裁判所に移さんことに全力を盡したるか如しと思はる。總へて之等の政治的誹毀事件に於ては特にミツヅルセックスに事件を移さんとする希望の大なるもの有るもの如し、彼等は田舎の陪審に對してはミツヅルセックスの特別陪審に對して有るか如き信頼を有せざるなり。而して又此陪審を古式に依りて選定すると言ふことはノウザムブトンシャイヤアに於ては全く初めての手續なりしを以て彼等は此ことに關して少からず五里霧中なりしか如く思はれたり。

(二六〇) (Mr. English Harrison) 予は其事件の發生地はノウザムブトン・シャイヤアに有りたりと思ふか如何？——然り吾人は其管轄に屬したり。其處で執行官代理たるオウンドル・ソリシター・コンブ氏は特別陪審員資格者名簿を此倫敦に在る氏の代理人の許に送附したり而して兩當事者の代理辯護士は双方共倫敦に在る此代理人の前に出頭したり。陪審員の名簿は其處に有りたり而して其中四十八の名前か抽籤に依りて撰はれたり。此選定はノウザムブトン州内の或一地方よりせられたるものと言ふことを得何となれば彼等は此前の陪審は同州の或部分より選はれたりと言ひたり而して此故に今度は其他の或地方より選定を

始めて四十八の氏名か選はれたればなり。

(三五四) 抽籤に依りてか?——然り抽籤に依りてなり。之に付ては何等の不公平なること無かりき。次に倫敦に於ける此執行官代理の代理人は二十四時間後に更に次の選定手続を行ふことを定めたり而して此際に於ては双方當事者は各々十二名宛を忌避することを得て之に依り候補者を二十四名に減するなり。扱て此二十四時間の間に一體如何なることか行はれたるか? 原告側の辯護士は直ちにノウザムプトンに趨せ向いたり而して之等四十八名の者か何黨に屬するやを調査する爲めに其地方を飛び廻りたり。吾人も彼等の行ひ居れることを見るや否や直ちに之に負けすに同じことを行ひたり而して二十四時間か過ぎて次の選定手続の時となる頃には吾等は可なり正確に之等の四十八名の者の政黨關係を知り得たり。即ち先づ其中には三十五名のトゥリイ黨員と十三名の自由黨員有りたり。

(三五五) (議長) 貴下には不利なる發見なりしなる可し?——不利なるものなりき。之等の陪審員資格者名簿より考ふる時は先づ此位か先づ相當なる割合なりと言ふことを得可し。特別陪審員は御承知の通り一年二百磅なる税額上の資格を有せざる可からず従つて彼等は比較的豊裕なる農民階級商人階級等に屬する者なり。予は爾來ハンチントンシヤイヤアに於て特別陪審員名簿に注意し居たり而して予は此程度か先づ相當なる比例なることを發見したり。

(三五六) 總へて皆關稅改革論者保守黨なりや?——予は左迄に言はんとは欲せず。彼等の中には或は少數の自由貿易論者(自由黨)も有るへし。併し乍ら兎に角實際生したる事實は以上の通りなりき。二十四時間後に第二の選定手続か行はれたるか此のとき反對側は十三名の自由黨員の中十二名を忌避して果して彼等の調査の些の誤り無かりしことを示したり。斯くて自由黨員は僅かに一名を餘すのみなりき。彼等是一名だけは残さざる可からざりき。何となれば彼れ等は十三名全部を忌避するを得ざりしを以てなり。而して彼等は一名を残したるかこの一名はオウンドル小學校の校長なりき。多くの人々は彼れか自由黨員なることを知らざりき。彼は極めて色彩の薄き自由黨員なりき其の爲めに彼のみか誰一人残さるることとなりたり。

(三五七) 貴下は何人かを忌避したりや?——然り吾人は辯護士の注意する所に從ひて吾人か最も猛烈なるトゥリイ黨なりと思料したる十二人を忌避したり。従つて吾等かノウザムプトン巡廻裁判所に到達したる時には巡迴裁判に召集せられたる二十四名の陪審員は吾人の豫め知るを得たる通り二十三名に對する一名なりき。夫から先の手續に於ては勿論非難すべきものと見るべきもの無かりき。

(三五八) 貴下は陪審官中に貴下の側の一名を獲るを得たりや?——然り。十二名か抽籤に依り選はれたり而して吾人は彼を陪審長に爲すを得たり而して彼は斷然自己を固執することに依りて評決の額を五百磅より百磅迄引下げさせたり。斯くの如くして勿論吾人の出發前より既に賽にはイカサマか仕組まれ居たるなり。予は勿論此古式の選定に少からず憤慨したり予はデュニヤア・カウンスルにして吾人の筆頭辯護士た

りしシャマン氏に之を質したり然るに彼は『予は未だ曾て斯様なることの行はれたることを知らず少く共田舎の地方にては之無し』と言ひたり。

(二五九) 其他の地方にてもか?——予はミッツルセックスに於て最近に之と同一性質の政治的誹毀事件に付て斯くの如き方法が行はれたるやに考ふ。予等は此問題に關する法律を研究したり而して之は今朝予の辯護士より予に寄せたる書面なり。曰く『特別陪審員は通常陪審員と同様の方法にて召集せらる併し乍ら裁判所の自由裁量に依り舊き慣習に依りて陪審を召集す可き旨の特別の命令を爲すことを得而して倫敦及ヒミツヅルセックスに於て叙上の命令が獲られたる時は兩當事者は執行官代理又は代理官の面前に出頭す之等執行官代理又は代理官は豫め陪審員臺帳と右臺帳の中に於て特別陪審員として記されたる氏名より選ひたるものをアルファベット順に並へ且つ各氏名に豫め定めたる番號を附したる氏名表を準備す。之等の各番號は又同時に各人に付一枚宛同一の形に作りたるカードに記入せられて一つの箱の中に入れらる而して其箱を振りたる後其中より一枚の札が取出され其札に記されたる番號と氏名表の番號とを照合して其番號の記されたる氏名が判明す。若し此氏名が孰れかの當事者より忌避せらるる時は』——即ち當事者は四十八名の氏名が抽籤せらるる場合に於ても忌避の權利を有するなり——『而して此忌避が其事を司る所の官吏——即ち此場合は執行官代理或は代理官なり——より採用せらるる時は此氏名は抜きにして他の番號が抽籤せらる。各氏名が當事者に異存無き時は一の候補者名簿に書留められ斯くて四十八の氏名を有する

名簿が出来上る迄之を行ふ。若し(之は殆んど有り得ることなるか)四十八の氏名が特別陪審員の氏名中より獲ること能はざる場合には陪審員臺帳中の一般の名簿の中より之を求む。候補者名簿が完成せらるる時は』——即ち四十八名全部の氏名が揃ひし時なり——『其謄本一通宛各當事者に交付せらるる當事者は引續き或は後日一定の時に前と同一の官吏の面前に出頭し各當事者が各々二十二名宛の氏名を除外することに依り最初に選ひたる四十八の氏名を二十四に減す。斯くの如く二十四名に減せられたる候補者名簿は命令と共に高等法院のアッソシエートの役場に返還せられ同役場に於て其名簿は記録に綴られ其名簿中に氏名を登載せられたる者は通常の方法に依りて出頭の呼出を受く。公判に於ては以上の如くして選はれ候補者名簿に登載せられたる所の二十四の氏名は通常の場合に於けると同一の方法に依り一の箱の中より氏名票を抽出する方法に依りて抽籤を行はる。巡廻裁判に於ては當事者は各其裁判所の吏員——即ち若し陪審が巡廻裁判の始まる前なる時は此吏員はマスター或はツイストリクト、レヂストラアにして巡廻裁判の始まる後なる場合は巡廻裁判書記なり——面前に出頭し茲に於て上に述べたる如き方法に依り先づ四十八名か選はれ次で二十四名か選はるものとす。執行官代理(此場合には其手續を施行する官吏たらざる所の)は此場合は陪審員臺帳を持つて此處に出頭す』云々と。予は此は *Juries Act, 1825, 6* *William IV, c. 50* 及び *Common Law Procedure Act* に依りて行はるものなることを發見したり而して予の辯護士より送附し來りたる此法律書の中には斯くの如く言ひ居れり『然れ共特別陪審が田舎の地方

に於て斯くの如き特別の手續にて選定せらるることは極めて稀なることにして或巡廻裁判區の吏員の如きは此選定手續はミツヅルセツクスに於けると同様執行官代理の面前に於て行はる可きものなりと考へ居れり。 Common Law Procedure Act 1852 (15 & 16 Vict. c. 76) ss. 108 and 110 及び Juris Act, 1870 (33 & 34 Vict. c. 77) ss. 14 and 17 に用ひたる用語の文理解釋としては州裁判所判事特別會議に於て爲す判事の特別陪審員の資格に關する裁定(釋者註、名簿修正手續)を終局的のものとし同意有る時は特別陪審を昔の方式に依り選定することを許す旨の Juris Act, 1825, (6 Geo. IV. c. 50) s. 33 の規定は實質上廢止せられたるもの如し。以上は此法律書に記されたる所なり然るに此方法は明かに廢止せられたるものに非ずして上述の如く原告等は此命令を得たるなり。

(二五〇) 併し乍ら今貴下の讀まれたる書物には『實質上 (in effect) 廢止せられたり』と有るなるへし? 然り。『實質上廢止せられたり』と有り。

(二五一) 貴下は其言葉か如何なる意味なるやを知らざるへし? 予は之を知らず。

(Mr. Burchell) 其意味は此古き手續か更めて求めらるるか如き事は極めて稀なるか爲め實際上 (practically) 廢止せられたりと言ふなり。

(二五二) (議長) 然り此方法は全く使用せられざるに至りたるなり? 此方法は上述の如き政治的誹毀事件に於て復活せしめられたる以前迄は全く使用せられざりしなり。

(二五三) 夫か用ひられたるは貴下の側を敗訴せしめんことを目的としたるものなりや? 予は他の種の特別陪審事件に於ては總へて兩當事者に各々十二名宛を忌避せしむることとするは何等異議無し併し乍ら政治的の事件に於ては明かに斯くの如きことは當事者の悪用する所となり得るものなりと考ふ。

(二五四) 貴下の提案は如何? 予は唯一介の門外漢たるのみ。従つて予としては此古の方法か確かに不適當なるものなりと言ふの外他に何等の提議無し。

(二五五) (Mr. Burchell) 此方法を實際上廢止とするのみならず法律上廢止すへしと言ふか? 其ことなり。

(二五六) (議長) 貴下は之を廢止せんと欲するや? 確かに然り。

(二五七) 貴下は若し之か廢止せらるる時は果しし良き結果を得るや否やを知るや? 予は如何なる事件に於ても二十四名或は四十八名の候補者を呼出すことか執行官代理に一任せらるるとするも彼は之を公正に爲すへきこと明瞭なりと思ふ。

(二五八) 疑も無きことなり斯くて此四十八名は公正に選はるるとして? 四十八名か選はれたり。其處で吾人の不満を唱ふる點は各當事者か十二名宛を忌避し得る點なり。

(議長) 夫か貴下か以て不公平を生したりとて異議を言はるる點なり。

(二五九) (Mr. Burchell) 夫は併し當事者自身の行爲なるへし? 然り併し乍ら若し之等四十八名のもの

か例へは双方の側同数なりしとせは勿論全く公正に行きたるなるへし。

(三〇〇) (議長) 若し夫か此古式の方法に依りて行はれさりしものならば貴下は何人か呼出さるる者なるかを全く知らず其者か何黨に屬するやをも確かむることを得ず従つて陪審官として讀上げらるる際も之等の者を忌避することを得さりしなるへし?——其通りなり。斯くの如くなりたるは全く最初の四十八名の選定の不當なりし爲めなりしなり。

(三〇一) 若し之等の四十八名中より忌避の方法を全然用ひずして十二名か選はるるとするも其中には三十名のドウリイ黨員と十三名のラオカル黨員有り得べきものなるを以て程度は異なるやも知れされ共前述と同様の不公正を蒙ること有りたるへし。即ち同一程度の不公正を受くること無しと雖も同一の性質の不公正を受くること有り得へし?——確かに然り。

(Mr. English Harrison) 否、貴下は今少し多數の味方の陪審員を獲たるべきなり。

(三〇二) (議長) 予は同一性質の不公正を蒙ると言ふなり?——吾人は兎に角今少し公平なる割合の數の味方の者を獲るを得たるべきなり。

(三〇三) 併し乍ら貴下は恐らく程度の差こそ有れ同一性質の不公正は蒙り居たるへし?——夫は然るへし夫にしても吾人は前述の場合の被告に於けるよりも多少多く公正らしきものを與へられたりとの感を抱くへしと思ふ。

(三〇四) 併し予の氣付きたる所は此ことなり。各當事者は如何なる場合にても必ず一定數の者を忌避するの權利を有すへし?——貴下は通常の手續の場合を言はるるや?

(三〇五) 然り?——然り併し乍ら其場合若し公判廷に於て之を行ふ場合には其理由を述べさるへからず。

(議長) 予は其點は左様思はず。予は或數丈は何等の理由をも述べずして忌避することを得るものと思ふ。

(Mr. English Harrison) 實際の手續は若し陪審員の或者か忌避せらるる時は之か理由を述べしむる如きは其者に不快を與ふることなるを以て最初は何等其理由を陳述せしめずして其陪審員に所謂退席 (stand by) を求む然る時は此者は其儘單純に他に退き更に他の陪審員を讀上げ其理由を述べるか如きことは爲すべし。

(證人) 併し乍ら若し夫か公廷に於て行はるる時一方の當事者か或數の陪審員を概括的に忌避する時は必ずや判事の注目を惹くもの有るへきことは明瞭なりと思ふか如何なるものなりや?

(三〇六) (Mr. Ellis W. Davies) 貴下は此特別陪審員よりなる陪審か彼等の政黨關係よりして實際に公正なる評決を爲さざりしと言はるるや?——予は左様に言ふなり。予は此陪審の陪審長は現に陪審員等か之を陪審長に互選したる丈に實際に於て他の陪審員等より卓越し居たる者なりと言ふことを得るものと思ふ。彼はオウンズル小學校の校長なりき。所か予は可なり信憑せらるる筋より聞きたる所に依れば陪審員

等か評議室に這入りたる時に彼は被告勝訴の評決を希望したるか之は彼唯一人なりき。他の者等はグリーンウッド氏より五百磅予の新聞より五百磅の合計千磅の損害賠償を與へんと望みたり。彼は之を拒みたり斯くて彼等は此ことに關して一時間許り議論し結局法廷に引返し陪審の評議か一致することを得ざるか多數決を承諾するやと問へり之に對して吾等は『否』と答へたり。

(二〇七) (議長) 貴下等は『否』と言ひたるや? — 吾等は勿論『否』と言へり何となれば吾人は陪審の複雑せる關係を知り居たればなり。吾人はイカサマの賽を以て勝負を爲し居れることを良く知り居たるなり。陪審員等は再び評議室に退きたり而して結局双方の被告に對して百磅宛を支拂ふべきことを評決したり。

(二〇八) (Mr. Ellis W. Davies) 之は一寸重要なことなれば予の質問を今一度尋ねて可なりや? 予は貴下は此種の誹毀事件に於ては特別陪審は其政治上の感情を以て評決を左右するものなりと言ふことを眞實眞面目に信し居られるものなりと解すべきや? — 然り。予は特別陪審員等は之を爲すと言はざるを得ざるなり。彼等と雖も又一個人間なり彼等は之を行ふ。

(二〇九) (議長) 然らば假に彼等か夫と同様の政黨的分野を有する通常陪審なりし場合を假定せよ其場合に於ても貴下は同様の結果を得らるへしと思はるるや? — 予は其評決は如何なるものなるにもせよ少くも損害の額丈は今少し公平なるものなるへしと思ふ。

(二一〇) 貴下は通常陪審は最も適當なる損害額を評決すると思ふや? — 然り。之等の政治的誹毀事件に於て損害額は途方も無き多額に成り居れりと思ふ。

(二一一) 貴下は百磅は甚たしく多過ぎると思ふや? — 予は五十磅或は其前後を以て充分なるものなりしと思ふ。夫ても未だ未だ予は此事件にては餘程巧みに行きたるものと思ひ居れり。予は其後今一つ吾人の有する他の新聞に他の或者より訴か提起せられたること有りたるか此場合は相手方は此ミツヅルセックス州に於て裁判を行ふことを求むることを得たるか故に吾人は已む無く法廷にて争ふことを止めて千磅を支拂ひて示談したることさへ有りたり。

(二一二) 夫は餘程勝目無き事件なりしなるへし? — 否勝目無き事件なりしに非ず。吾人は辯護士より吾等の方に勝目有りと忠告せられたり併し乍ら相手方は事件をミツヅルセックスに移すことに成功したり斯くて吾人はミツヅルセックスに於て古式に依り選はれたる陪審の評議を受くる時は全く勝訴の望無きことを感したりしなり。

(二一三) 其事件も古式に依る選定となりたるや? — 若し其程度迄事件か進行し居たりせば彼等は必ずや之を求めたるなるへし。彼等は之をミツヅルセックスに移したりしなり。

(二一四) 夫は裁判手續を始むる迄に至らざりしものなりや? — 裁判手續を始むるに至らざりき。

(二一五) (Mr. Ellis W. Davies) 予は今一つ質問し度し? 議長は政治上よりする偏見は通常陪審にも亦

存すへしと言はれたり。貴下は之を認めらるるや？——予は之を認めんと思ふ併し乍ら予か特別陪審員に付て知れる所よりして見るに特別陪審員の中には孰れの黨派たるを問はず比較的熱心の度強き黨員多し。陪審は之等の者の中より撰はるるなり然るに若し陪審を通常陪審員の中より撰ふ時は兎に角一體に特別陪審程色彩の濃厚ならざる者を獲ることを得へし。

(二六六) 孰れにせよ特別陪審も通常陪審も双方共其評決は其陪審の有する偏見に依りて影響せらるると思はるるや？——影響を受くると思ふと答へざるを得ず。

(二六七) 貴下自身の州に付て考へよ。予は貴下は四十八名の中三十五名か一の黨派——予は敢て其黨派の名を言ふを避けん——に屬す而して之は英蘭土に於ける通常の比率なりと言はれたりと信するか如何？

(議長) 貴下は現在に於けることを考へに持たれ居れり。

(Mr. Davies) 否予は何等考へ居れるに非ず。予は證人か考ふると言ひたる所のものに付て尋ね居れるなり。

(議長) 貴下は此證人か此事件に於ける陪審員の黨派別の比率は英蘭土全體に於ける比率なりと言ひたりと言ふ事實を考への根本と爲し居れり。

(二六八) (Mr. Davies) 否予は考へ居らす？——否。予は此事件の有りたる後予はハンチントンシャイヤア及びリンコンシャイヤアの陪審員名簿を調査したり然るに其比率は略々右と同一のものなるを發見し

たりと言ふなり。

(二六九) 夫は既に證言せられたる所なりと思ふ。予は實に此點を質問せんと欲するなり。貴下は左様な情勢の下に於て或は政治上或は宗教上或は勞働問題上の孰れにもせよ一般人の公の意見に甚たく異なるもの有る問題に關しての陪審の評決は常に公正なるものを得るものと認むることを得ると思ふや？——否予は公正なるを得ずと思ふ。

(二七〇) 貴下は然らば次の質問に返答出来るや否や、返答せられて見よ。若し政治上の偏見か特別陪審か宣誓の上爲したる陪審の評決を左右し居れるものごせは同様の偏見か執行官代理か陪審を召集することを行ふ場合に於ても猶其處置を左右すること有るへしと考へすや？——予は猛烈なる黨人なる時は之を爲すこと有り得へしと考ふ。

(二七一) (Mr. Gwynne) 貴下は今日云々せらるる所の特別の事件に於ては貴下か吾人に語られたる所に依れば所謂不當に同臭味の者をのみ並へたる陪審に依りて爲されたる所の評決か判事の爲したる説示と反對趣旨のものなりしと言はるるや？——説示に反對するものにては非ざりき。

(二七二) 夫か事實ならば彼等の終局に於て到達したる損害額百磅なる評決か不當なる價額なりと思はるるや？——否予は然らず。

(二七三) 然らば貴下の此の特別の事件に於て特に不當なりと抗議する所は單に觀念上のことのみにして實

際上のことには非ざるなり？——予は此の一名の我黨の者を陪審長に得たることは多大の僥倖なりしと思ふ。

(三六四) 然らば貴下の唯今有せらるる経験は十二名の中十一名迄か自己の屬する黨派と反對の黨派に屬するものなることか明かなる陪審に依りて取調へられ乍ら猶決して不幸なるものに非ざりしなり？——此特別の事件に於ては然り。

(三六五) 夫か貴下の経験には非ざるや？——予は猶外に不幸なる経験を有し居れり。

(三六六) 之と同様の方法に依りて陪審官の所屬を調べたる場合なるや？——否、陪審か古式に依り選定せられたるの経験は之か最初のものなりき。

(三六七) 而して此場合のものは誠に結構なる経験なりしなるへ？——否。若し陪審の黨派別の色別か彼の場合と全然異り居たりとせば即ち十一名の自由黨員と一名のトゥリイ黨の陪審長なりしとせば予は必ずや被告勝訴の評決有りしなるへしと信す。其事件は全く勝敗の別定め難きものなりしなり。實に問題はグリーンウッド氏かりイゴン氏は學校兒童に地方税に依りて食事を給與することに反對なりと言ふへかりしや否やと言ふ一點なりしなり然るを彼は此『地方税より』なる言葉を抜きたるなり之を抜きたることは閣下も言はれ又予も常に感し居たる通り誠に重大なる點たるには相違無きなり。

(三六八) (Mr. Davies) 予は貴下の意見は唯訴訟の兩當事者と言ふものは孰れも陪審員の政治上の黨派心

か陪審官席に立ちて宣誓の上爲す所の評決に對しても猶影響する所有りと想ふものなりと言ふに過ぎずと考ふ？——予は原告か此命令を求むる場合に於て左様なることは誠に明瞭なりと思ふ。

(三六九) (議長) 孰れにせよ貴下は其時左様に考へたりと言ふや？——予は原告か陪審に於ける黨派關係か影響有りと考へたることは全く明瞭なりと思ふ何となれば彼等は特別陪審を求むる申立を爲すに際して古式に依る選定を求めたるを以てなり。

(三七〇) 而して貴下は全部自由黨員を以て陪審官たらしめんことを欲したるなる可し？——勿論併し乍ら予は其孰れをも之を以て公正なりと言はんと言ふ者に非ず。

(三七二) (Mr. Gwynne) 若し之を欲したりせば貴下は其決定に對して抗告するを得たるなる可し？——其點は予は當時明瞭に判らざりしなり。實は如何にも出來相に思はれたるなり併し乍ら吾人は之は出來得すと辯護士より意見せられたり。予には之に對しては判事に抗告し得たりしものなる可しと考へらる。

(三七三) 貴下は判事の公正と言ふことに對しては充分満足するものなりや或は又其判事も同一の黨派的色彩を有し居たるに相違無しとせんと欲するものなりや？——否、々。予は判事に對して決して左右言ふものに非ず。

(三七四) 其『否々』と言ふ言葉は貴下は判事に對して満足するものなりや否やと言ふ間に對して如何なる意味なりや？——予は判事は全く公正に説示したりと思ふ。勿論假に貴下か被告の立場に有りとせば貴下

は判事か貴下に有利なる説示を爲さんことを望むは自然の理なり。夫は誠に無理ならぬことなり然るに判事は吾人に對して敢て不利なる説示を爲したるには非ざりき。夫は予の思ふに誠に公平なる説示なりき。

(三六四) 而して陪審は全く説示の通りに之又公平なる評決を與へたりや?——然り。

(三六五) 然らば若し貴下か十一名の自由黨員を陪審官に有して之等の者が貴下の期待せらるるか如く貴下に勝訴の評決を爲すとせば彼等は貴下か誠に公平なりしと言へる判事の説示と同様の評決を與へさることなる可し?——予は夫迄に言ひたるに非ず。

(議長) 夫か正に正當なる論理と思はる?

(證人) 予は既に申上げたる如く一個の政黨人にして或時は猛烈なる攻撃を受け其代り又自らも之を相手方に加ふるは其常にして貴下も常に行はるる所なり(譯註 Mr. Gwynne は M. P. なり)併し乍ら全くの所予は此事件は陪審の裁判に懸くるには餘りに些々たる取るに足らぬ事件なりしと思ふ。若し斯くの如きことを貴下や或は私か互に一々裁判にする時は選舉毎に政治的誹毀事件の簇出するに至る可きなり。

(三六六) (Mr. Gwynne) 何卒貴下自身丈のことに就て言はれ度し?——若し斯くの如き取るに足らぬことを理由とするならば孰れの選舉にても予は予の反對候補に對して誹毀の訴訟を提起するを得たる可しと信ず。

(三六七) 貴下は其後に於てハンチントンシャイヤア及ヒリンコルンシャイヤアの陪審員資格者名簿を調査す。

したりと言はれたり?——然り。

(三六八) 貴下は如何にして其各人の黨派別を知られたりや?——予は陪審員資格者名簿を手に入れ之を地方の黨支部長に送附して之に記を附せしめたり。

(三六九) 雙方の黨なるか?——否自由黨の支部長なり。

(三七〇) 然らば一方よりのみ調べたる所を言ふこととなるや?——然り。

(三七二) (議長) 而してトゥワイ黨に就ても之と同一のことを爲したりや?——否。

(三七三) (Mr. Gwynne) 夫は唯特別陪審員のみなるか?——然り予は通常陪審員に關しては何等の資料をも有せず。

(三七四) 貴下は通常陪審ならば之よりも一層満足す可き評決を與ふ可しとの意見を採るに付ては何等かの根據を有せらるるや?——上述の特定の事件に於てなるや?

(三七五) 然り?——否無し。

(三七六) 予は貴下の其意見か果して何等かの經驗を基礎として立てられたるものなるや否やを知らざるなり如何?——否。唯之等の特種の政治的誹毀事件に於ては原告は常に特別陪審を求め又常に之をミツヅルセックスの裁判所に移さんとするもの如し、之は最も著しき特色なり。彼等は常に倫敦にて裁判を受けんことを望み又彼等は常に特別陪審を獲んことを望む。予は之は全く若し果して之か獲らるるとせば何等

かの政治的の利益を獲んとするに因るものなりと考へざるを得ざるなり。

(三〇六) 貴下は此古き制度に反対なりと言はれたり如何?——然り。

(三〇七) 實際は貴下の陪審は常に政治上に孰れかの偏見を有すると言ふ反對は新制度或は其他の孰れの制度とするも亦均しく存するに非すや?——否、予は若し此事件に於て執行官代理かノウザムプトンより二十四名の者を呼出し陪審か之等二十四名の中より選ひ出されて居たりしならば孰れの側の者も何等の不平をも持たざりしなる可し。

(三〇八) (議長) 孰れかの當事者に反対するもの有る可し如何?——然り彼等の孰れかは反対したる可し、併し予の言ふ如くせば此處には通常の慣習に依りてノウザムプトンより召集せられたる二十四名の陪審員のみか存するなり。予は四十八名は居らすと思ふ。

(議長) 予は四十八名居るものと思ふ。

(三〇九) (Mr. English Harrison) 學殖深き議長は通常の方法に於ても巡廻裁判に二十四名よりも多數の者を呼出すものなりと言はれ居るなり?——然り併し乍ら其中の或者は既に他の事件に陪審官となり又或者は既に他に選出す可し。而して民事事件の裁判の始まる頃には恐らく左様に多數の者か出頭し居ることは非ざる可し而して若し反對の側の者か公庭に至りて之等の者を次々に忌避する時は之に對して何等かの注意か注かる可きことは明白なりと思ふ。

(三一〇) (Mr. Gwynne) 貴下は若し之を欲する時は其政黨の代理人をして記録を持つて裁判所に出頭せしめ或陪審員の氏名か讀上げらるる都度直ちに其者の政治的の意見は如何なるものなるかを知ることを得ると言ふか如きことを妨ぐる何等かのもの有りや?——比較的大なる州に於ては到底斯くの如きことを爲すことを得ず。ノウザムプトン州内には五つの政黨有り。之を直ちに知ることには到底出來ず。之を爲すことは唯之を知る材料を得る多少の時間か與へられて始めて可能なるのみ。若し此忌避か法庭に於て行はるることとならば何人と雖も之に間に合ふ如く速かに其材料を獲ること能はざる可し。

(三一〇) (議長) 併し乍ら予の承る所に依れば貴下の不服とする所は若し特別陪審を求むることか全く不能となるならば直ちに無くせらるるものと思ふ如何?——勿論左様なりと思ふ。

(三一〇) 即ち若し特別陪審と通常陪審との區別か撤廢せらるれば勿論無くなる可し?——然り。夫は同時に——之は果して可能なりや否やを知らず、吾等英國國民は陪審制度を信賴すること厚きもの有りと思へ共——若し吾人か斯くの如き道程を辿りつつ有るものなりとせば寧ろ吾人はやかては政治的の誹毀事件は判事のみ裁判に委するに至らんことを希望するものなり。

(三一〇) 若し予の意見を發表することを許さるるとせば予は貴下の言はるることは誠に正しと思ふ。併し乍ら予は果して判事か政治的の誹毀事件を單獨にて裁判するの責任を喜んで引受くるや否やを懸念するなり?——夫は予の關する範圍外のことなり。

(二六四) (Mr. English Harrison) 問題は更に一層困難なるものとなり來り之に付ては賛否雙方より種々の多くの言はれ得るものと思ふか？——予は唯予の一個の考を述べたるのみ。

(二六五) (Mr. Burchell) 予は唯貴下の言はれたる不服の如何なることなるかを今少し完全に了解せんと欲す。貴下の不服なりとして言はれたることは此特定の事件に於て陪審か千八百二十五年の舊法の規定に依りて召集せられたりと言ふことに有りしや？——然り。

(二六六) 併し乍ら貴下は夫等に關係する吏員の孰れの者に付ても其任務を行ふ上に於て不公正或は偏頗等か有りたりとして不服を言ひたる點無かりき？——確かに無し。

(二六七) 貴下の唯一の不服は千八百二十五年法の下に於ける昔の手續其ものに對するものなりや？——然り。

(二六八) (Mr. English Harrison) 貴下の此舊制度に對する反對理由は此制度は當事者に陪審員の政黨關係を探りて忌避を行ふの機會を興ふると言ふことに有りや？——然り夫は全く其通りなり。

(二六九) 而して夫は陪審員の間に存すること有る可き政治的の分別を一層甚たしくせんか爲めに行はるるに非ずや？ 何となれば陪審員等は既に裁判所に出頭する以前に陪審員等の政黨別か調査せられ居ることを知り居る可きものと思へば如何？——然り予は恐らくは彼等は之を知れるものと思ふ。

(二七〇) 又斯くの如き異常なる手續は他方に於ては少く共多少一般に知られ居るもの如く又予は確かに

知られ居る筈なりと思はるればなり？——然り。

(二七一) 其調査は各個の人々に付て一々行はるるや？——然り。

(二七二) 夫か爲めに此制度は之等の調査か行はれざる場合に比して益々多くの政治的偏見を増大せしむることとなると思ふか？——夫は正に予の感ずる所のことなり。

(二七三) 而して又之か爲めに恐らくは陪審員は兩黨派の孰れかに傾かざるを得ざるに至りて政治的の分別は一層激しくなる。之か貴下の主張の要點なる可し？——然り。予は斯くの如き手續を探るを得ると言ふことに全く仰天したるものなり。

(二七四) 予は之にて貴下の不満とせらるる點の根本を言盡したるかと思ふか？——然り。

(二七五) (議長) 其點に付て一體如何なる調査か爲さる可きものなるや？ 思ふに保守黨の支部長は『貴下の名簿中に此者の氏名か有るや』と問はるるものなる可く若し之に氏名の存する時は彼は『然り彼はトウライ黨なり彼は陪審員として良し』と答ふ可く又自由黨の支部長には『貴下の名簿中には此者の氏名か有るや』と問はるるものなる可く之以外に別に調査と言ふ如きものは無かる可しと思ふか之有りや？——勿論事件か政治的誹毀事件なるか故に此事件に於ける原告の地方の辯護士はビイターポロウに於けるトウライ黨の首領にして倫敦に於ける其代理人は倫敦に有るトウライ黨本部の顧問辯護士なりしなり。

(二七六) 彼等は自ら黨員名簿を有するか？——彼等は直ちに黨に關する調査の資料を検することを得。

(二六七) 彼等自身の有する黨員名簿か？——然り。併し乍ら此事件に於て行はれたる事實にてはビイターポロウより來りたる此辯護士は直接ノウザムプトンに赴き各郡に於けるトゥリイ黨の支部長と直接面會して其陪審員候補者の如何なる黨派の者なるかを知るを得たるなり。吾等も亦同様のことを爲したり。

(二六八) 即ち其辯護士は之等支部長の有する名簿を検へたるか？——彼は直接其土地に赴き各地の支部長を呼集めて各候補者か如何なる黨派の者かを檢へたり勿論一州内に於て斯くの如きことを行ふは容易なることなり。彼等は總へて雙方の中必ず孰れか一の黨の者の味方なり従つて或者か其孰れの黨なるかを知るは極めて容易なり。

(二六九) 其外何か質問有りや？——甚だ長くなりて御疲れと思ふか予か貴下に書面を出したる後に於て氣か付きたる事件今一つ有り。予は實を申し上くと數個の新聞を所有し居れり。併し此事件は政治的誹毀事件其ものには非ず此事件はバアリイ・セント・エドモンドに於ける事件にして或百姓か Agricultural Holdings Act に依りて其地主に對して業務妨害に依る損害賠償を求めたる事件なり。此事件は Agricultural Holdings Act に基く最初の事件なりしなり而して之か仲裁裁判か開かれたるか其裁判に於ては此處に有る此の予の新聞の辯護を爲したる所の辯護士バンクス・アッシュトン氏か又此百姓の辯護に立ちたり而して此事件の終りたる後……。

(二七〇) (議長) 中途で差出口をするのは或は無駄事となるかとも思ふか夫は何か陪審と關係有ることなりや？——關係有り。

(二七一) 貴下は夫は仲裁裁判なりしと言ひたりと思ふ？——然り仲裁裁判なりき併し乍ら仲裁裁判者か其仲裁判断を與へたる時其仲裁手續の次第を記したる報告書を新聞に公表す可きことなりたり。故に仲裁判断か與へられたる時仲裁裁判者もバンクス・アッシュトン氏の持ち居れる報告書は全く眞實の報告書なることを認め之か新聞に發表せられたり。所か自己の反對訊問を新聞に發表せられたる地主は之を發表したることを甚だしく憤りて遂に吾等に對して文書誹毀の訴を提起するに至りたり以上の如くなるを以て此訴は政治的の訴訟にては非ざりき併し乍ら此事件に於ても亦特別陪審か選ばれたり。此陪審の召集せられたるは千九百十一年にサッフオクの秋季巡廻裁判なりき。諸君は一の陪審に付て幾名の者か呼出さるるやに付て話され居たり。サッフオクに於ける此事件の場合には三十名か巡廻裁判所に呼出されたり。此處に其氏名全部を印刷したるもの有り。事件か呼上げらるるや十二名の者の氏名か此名簿の中より讀上げられたり。之等は全く抽籤に依りたるものに非ず、斯くバンクス・アッシュトン氏は言ひ居たり。當時其法廷に列席し居たるアツンシエトなるクロウバア氏は高等法院所屬の官吏にして其の上官の爲めに其職務を代理して行ひ居たる者と予は信するか十二名の氏名を讀上げたり。予は其十二の氏名に記を附したるものを此處に所持し居れり。一人は名簿の第一番次は第七番次は第十一次は第十三次は第十六次は第十七、次は第十八次は第二十次は第二十四次は第二十六番目にして順々に十二名か讀上げられ之等の者か陪審を構成

するに至りたり。次のことは當時書面を以てバンクス・アッシュトン氏か言ひ且つ其後バレイに赴きたる際に自ら語りたる所なり『Booth v. Bury Free Press』事件の陪審評決の終りたる後予はクロウバア氏の許に行き相手方は陪審員候補者の中の誰かに對して異議（譯註廣義の忌避非正式に行ふ忌避）を述べたるかを問ひたり之に對して彼は明かに其異議か述べられたること有りと答へたり但し其數幾何なるかは告ぐること無かりき。所て公廷に於て孰れかの氏名の讀上げられさらん様に異議を述べ或は要求を爲したるか如きこと無きことは予の確かに知れる所なり』彼は終始其法廷に立會居たりしなり『然らば如何にして之か行はれたるかと言ふに予は何人かか原告の爲めにクロウバア氏乃至は其下僚に法廷外の私室にて面會したるに相違無しと思ふ。予は常に陪審構成の適法なる方式は各候補者の氏名を紙片に記して之を一つの箱に入れ夫からアツンシエトか其中より出鱈目に其紙片を抽出し若し其氏名に對して當事者より何等異議の申立無き時は之か陪審官となると言ふ方法なりと承知し居りたり。若し予か相手方の者か法廷外に於て候補者の或者に對して異議を述べることか許さるることを知り居たりせば予も亦同様にクロウバア氏に會ひて自分の方よりも異議を申出つ可かりしなり。予は陪審官として讀上げられたる者の中には一名の自由黨員も無かりしと思ふ従つて相手方は自由黨員か陪審官に讀上げられさらん様に専ら注意したりと思料す可き節々極めて多し。予の考にては孰れの當事者と雖も公廷に於て公に爲すに非すんは孰れの候補者の氏名をも除外するを許さざるものなりと思ふ。』予は實を言へば一度クロウバア氏に面會す可くと努めたり併し

乍ら彼は今も其巡迴裁判區に止まり居れり。予は同氏より之等の陪審員か除外せられたる事由及び之等の者か異議を申立てらるるに至りたる理由に關する參考資料を獲んと希望したるものなり。

(二六七) 之は若し果して或陪審員等に對して異議か述べられ居たらはと言ふことを假定するなる可し？

何となれば果して斯くの如きことか有りたるか否かは明瞭ならざるもの有りと思はるればなり？——否、彼は『予はクロウバア氏の許に行き相手方は陪審員候補者の誰かに對して異議を述べたるかを問ひたり之に對して彼は明かに其異議か述べられたること有りと答へたり但し其數の幾何なるかは告ぐることを無かり』と言ひ居れり。

(二六八) 予は貴下は此事件に付ては其書面に依りて報せられたる以外に於て何等直接知らるること無きものと思ふか如何？——夫丈なり。

(二六九) (Mr. Davies) 若し陪審官の氏名かアツンシエトに依りて單に讀上げらるる代りに抽籤に依りて讀上げられ居たりとするも同じく同一の異議か申立てられ居たる可し？——夫か正に行ふ可き正當の方法なり。予は常に右の如く考へ居たり。予は常に之等三十の氏名全部か抽籤函の中に入れらるるものと考へ居たり。

(Mr. Davies) 貴下は何故に左様のことか行はれざりしことを知らるるや？

(Mr. Burchell) 之は何人たるや夫は問はず兎に角或吏員か其義務として行ふ可きことを行はざりきと言

ふことなり。斯くの如きことは果して當委員會の調査の範囲内のことなりや？

(議長) 予は然らすと思ふ。

(Mr. English Harrison) 彼は之等の者を陪審官席に著席せしむる其際に於て抽籤を行ひ居らすとするも或は其前に既に抽籤を行ひて準備を整ふるか又は其他の方法を行ひ居たるやも測られず。

(三六五) (議長) 予は夫か如何にして行はれたるものなるかを告ぐることを得。夫等の氏名は皆一片の原紙の上に載せられ係員は四十八の中より一つ宛を取上げて其紙名を讀上げたるなり。夫は誠に當を得たる至極良き抽籤方法に非すや？——勿論左様なり。

(議長) 予は勿論其實際を知らずと雖も其事件に於ても恐らく斯くの如くしたるものなる可しと思ふ。

(Mr. English Harrison) 恐らく其方も實際に抽籤の行はるるを見られざりしものなる可し。斯くの如きことは予の巡廻裁判區に於ても時々予の遭遇したることなり而も此區のデンマン氏其他の人々は誠に几帳面に形式を重んずる人々なり。予は其方は偶々實際は行はれたるものを見逃したるものなる可しと思ふ。

(三六六) (議長) 併し予は左様なることは左程重大なることは考へず？——然り。勿論貴下か斯様な事件のことを耳にせらるる時は果して其眞實なるかを疑ふ可きは尤ものことなり併し乍ら貴下はバンクスアッシュトン氏かクロウバア氏に對して候補者の氏名に對して異議か述べられたりや否やを質問し而してクロウバア氏か之に對し然りと答へたりとの事實は到底否定するを得ざるなり。

(三六七) (議長) 然り併し乍ら其書面にはクロウバア氏か左様な異議を容認したりとは言ひ居らざる可し？——然り正に其通りなり。

(Mr. Burchell) 其書面には彼か斯くの如く異議を申立てられたる者の氏名を讀上ぐることを爲さざりきとは言ひ居らす。

(議長) 爲り多くの者は極めて馬鹿氣たる異議を述ふること極めて多し之等に對しては更に何等考慮を拂ふことを無きなり。

證人退席

證人調續行 次回は明日十一時より

英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二) 終

號數	年	月	司法資料表題
第一號	大正一〇	一一	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇	一二	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	一一	一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	一一	二	米國ノ家庭裁判所
第五號	一一	三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	一一	四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	一一	五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	一一	六	英蘭及うえーるすノ警察
第九號	一一	七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	一一	八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	一一	九	英國ノ判事及ますたー論

第一二號	大正一一、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	一一、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營竝ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	一二、一	辯護士倫理
第一六號	一二、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	一二、三	英國監獄制度
第一八號	一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	一二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論
第二二號	一二、六	(附) 統一の勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二三號	一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
		戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法 (附) 丁抹ノ社會政策的立法概觀

第二四號	大正一二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	一二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會竝ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制 (附) 調停制度概觀
第二六號	一二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度 (附) 英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	一二、八	短期自由刑論
第二八號	一二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	一二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	一二、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	一二、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	一二、一一	司法制度改良論
第三三號	一二、一一	獨逸新經濟法
第三四號	一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例
第三五號	一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例

(佛、伊、白、蘭國之部)
(奧國及瑞西部)

第三六號	大正一三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(丁抹、瑞典、諾威之部)</small>
第三七號	一三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續
第三八號	一三、二	佛國借家借地法
第三九號	一三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(英國、加奈陀之部)</small>
第四〇號	一三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	一三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(南亞之部)</small>
第四二號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(濠洲之部)</small>
第四三號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(米國之部)</small>
第四四號	一三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	一三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位 <small>附司法行政機關</small>)
第四六號	一三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號	一三、六	瑞西國辯護士法

第四八號	大正一三、七	露西亞事情
第四九號	一三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	一三、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第五一號	一三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號	一三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號	一三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第五四號	一三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	一三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第五六號	一三、一一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號	一三、一一	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞働法正文

第五八號	大正一三、一二	米國少年裁判法
第五九號	" 一三、一二	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第六〇號	" 一四、一	不定期刑ノ言渡制度
第六一號	" 一四、一	改善不能性犯人ノ處遇
第六二號	" 一四、二	英蘭刑事訴訟法概觀及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録
第六三號	" 一四、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)
第六四號	" 一四、三	獨逸國後見制度(前編)
第六五號	" 一四、三	獨逸國後見制度(後編)
第六六號	" 一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	" 一四、四	假釋放
第六八號	" 一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣

第六九號	大正一四、五	諸國刑法草案
第七〇號	" 一四、六	英國司法警察論
第七一號	" 一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
第七二號	" 一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一編)
第七三號	" 一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書 附 金山檢事宇野判事視察報告書
第七四號	" 一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七五號	" 一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二編)
第七六號	" 一四、九	獨逸國陪審裁判所記録 附 秋山檢事鈴木判事視察報告書
第七七號	" 一四、九	刑罰ニ關スル制度(其一)
第七八號	" 一四、一〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及司法制度の概觀)

第七九號	大正一四、一一	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)
第八〇號	" 一四、一二	刑罰に關する制度(其二)
第八一號	" 一五、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第八二號	" 一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州の裁判制度)
第八三號	" 一五、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第八四號	" 一五、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論篇)
第八五號	" 一五、五	陪審制度視察報告書集(附)ガルソン教授述陪審制度論
第八六號	" 一五、五	刑罰に關する制度(其三)
第八七號	" 一五、六	正義と貧民(其一)
第八八號	" 一五、七	正義と貧民(其二)
第八九號	" 一五、七	刑罰に關する制度(其四)
第九〇號	" 一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第九一號	" 一五、八	英國に於ける警察裁判所
第九二號	" 一五、九	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第三篇)

第九三號	大正一五、九	刑罰に關する制度(其六)
第九四號	" 一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
第九五號	" 一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概觀
第九六號	" 一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
第九七號	" 一五、一一	佛國裁判制度(其一)
第九八號	" 一五、一二	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)
第九九號	" 一五、一二	國際行刑會議報告書集(一)
第一〇〇號	昭和 二、一	國際行刑會議報告書集(二)
第一〇一號	" 二、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其一)
第一〇二號	" 二、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其二)
第一〇三號	" 二、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)

14₅
54

終